

# 市民委員会資料③

## 3 所管事務の調査（報告）

### (2) 第2期川崎市文化芸術振興計画について

- 資料1 第2期川崎市文化芸術振興計画（案）に関するパブリックコメント  
手続きの実施結果について
- 資料2 第2期川崎市文化芸術振興計画の概要
- 資料3 第2期川崎市文化芸術振興計画

市民・こども局

（平成26年3月14日）

## 第2期川崎市文化芸術振興計画(案)に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

川崎市文化芸術振興計画（第1期計画）は、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に平成20年度から平成25年度までを計画期間として策定いたしました。平成25年度末に第1期計画の計画期間が終了するため、第1期計画期間中の取組を検証し、その成果と課題を踏まえ、今後の川崎市の文化芸術振興施策の基本となる第2期川崎市文化芸術振興計画を策定いたします。

策定にあたり、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	第2期川崎市文化芸術振興計画（案）について
意見の募集	平成25年12月18日（水）から 平成26年 1月20日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所、支所の市政資料コーナー</li> <li>・ 市民館、図書館</li> <li>・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）</li> <li>・ 市民・こども局 市民文化室</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）	26通（84件）	
（内訳）	電子メール	6通（32件）
	郵送	0通（0件）
	ファクシミリ	10通（35件）
	持参	10通（17件）

### 4 意見の内容と対応

寄せられた意見は、第2期川崎市文化芸術振興計画（案）の趣旨に沿った意見や、今後の事業を推進するにあたって参考とさせていただいた意見のほか、意見内容を反映することで計画の内容が分かりやすくなる意見があったことから、一部に意見を反映し、計画を策定いたしました。

【御意見に対する対応区分】

A：御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映させたもの	18件
B：御意見が計画（案）の趣旨に沿ったもの	16件
C：今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの	17件
D：計画（案）に対する質問・要望であり、計画（案）の内容を説明するもの	30件
E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見等）	3件
	計84件

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般及び、第1章「第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方」、第2章「これからの川崎の文化芸術の方向性」に関する事	5	5		4		14
(2) 計画書 第3章「第2期計画の取組」及び第4章「文化関連施設」に関する事	11	11	17	25	1	65
(3) 計画書 第5章「計画の推進にあたって」に関する事	2					2
(4) その他				1	2	3
合計	18	16	17	30	3	84

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 計画全般及び、第1章「第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方」、第2章「これからの川崎の文化芸術の方向性」に関すること（14件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	具体的な事業計画に当たり、必要な経費が確保されなければ計画倒れになることから、振興計画の中に、市の役割として計画の推進には経費が必要なこと、その財源を確保することを明記すべきではないか。	本計画は市の今後の文化施策の基本的な方針を示したものであり、具体的な取組については、さまざまな施策分野の計画と連携しながら、着実に推進してまいります。	D
2	計画の内容は実現できたらよいと思うが、抽象的であり、実行計画に期待したい。		
3	文化芸術に関する種々の政策は充分だと思う。	事業の実施にあたりましても、文化芸術の振興により市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与するよう取組んでまいります。	B
4	きめ細かく川崎の文化芸術振興策がとりあげられている。		
5	計画書中の、芸術系の大学の表記について、「芸術大学」や「音楽大学」及び固有名詞が表記されるなどばらつきがあるので統一した方が良い。 計画書5ページ 「芸術大学」 計画書5ページ 「映像のまち・かわさき」の推進囲み記事「日本映画大学」 第3章 基本目標1 施策1 取組「映像によるまちづくり」の中 「日本映画大学」 その他 音楽大学の表記が7か所	表記について、第2章5ページ「芸術大学」を「音楽大学」に改めました。同ページ「映像のまち・かわさき」の推進囲み記事「日本唯一の映画単科大学である日本映画大学」については、取組の紹介であるため固有名詞の表記といたします。第3章 基本目標1 施策1 取組「映像によるまちづくり」1行目「日本映画大学」を「映画大学」に改めました。	A
6	施策の名称「アートのまちづくり」を「芸術のまちづくり」に変更をしてはどうか。従来から「芸術の」であり、「アートの」は唐突と感じる。	第1期計画において、「アートのまちづくり事業」として掲げており、第2期計画においても、文化芸術を活かしたまちづくりの推進に向けた取組として位置づけてまいります。	D
7	改定の経過の中で、音楽のまち、映像のまちづくりに向けた取組で川崎のイメージが変わってきたことを実感するが、シティセールスという側面が強調され、市民生活がどう変わったかが見えてこない。子どもや青少年が生き生きと文化芸術活動ができる環境づくりが、この6年でどうだったか。	第2期計画の策定にあたり、市の文化芸術への取組が市民にどのように受けとめられており、どのような課題が存在するか等を計るために市民アンケートを実施し、市民の文化芸術への意識調査を行いました。調査の結果等については、本計画の参考資料として、本編の後に記載させていただきます。	A
8	1ページ、計画改定の経緯の部分であるが、何が契機となって2期計画の策定がなされたのかが読み取りにくい。	第1章1ページ「計画改定の経緯」について、3段落目以降の内容を修正し、2期計画策定の経過を明らかにいたしました。	A
9	第1章1ページ「本計画で対象とする文化芸術」 「基本法に例示されていない分野についても本計画の対象といたします」とあるが、どのような分野なのか表示していないのでわかりづらい。具体的なイメージがつかめない。	「基本法に例示されていない分野」とは、例えば歴史や景観などの文化と深く関連する分野や、産業や観光、福祉などと文化が連携していくことにより生まれる新たな分野等を指しますが、多岐に渡るため、例示することで限定された分野とならないよう記載しております。	D

10	東京と横浜という二大文化圏に挟まれた川崎市は、その地の利を生かして東京・横浜方面からの集客を視野に入れた文化政策が必要であると考え。中でも「音楽」・「映像」・「産業文化」は川崎市のオリジナリティを特に打ち出せる分野ではないかと思う。	第2期計画では、第1章1ページ「川崎の文化の推進」や、第3章 基本目標1の各施策に記したとおり、産業や音楽、映像等川崎の特徴的な文化芸術を育てるとともに、市内外に向けての発信力を高めてまいります。	B
11	基本方針2「市民の主体的な文化芸術活動の尊重」について、表題に「支援」を出した方が方針が明確になるのではないか。	基本方針の趣旨は市民の主体的な文化芸術活動の尊重とその支援にありますので、第1章3ページにおいて、基本方針2を、「市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援」に改めました。	A
12	芸術に触れる場、機会であれば、川崎市民にとって「演劇」に触れる機会を市民自らの力で作り上げてきた歴史や実態、教育的（対話をベースとした総合芸術）な意味も含めて「演劇のまち」であったという背景を踏まえてほしい。	演劇や美術、音楽をはじめ、市民自らが活動し作り上げてきた文化芸術の歴史を背景として、現在の川崎の文化が形成されております。また、そうした背景を踏まえ、第2章5ページ「文化芸術を活用したまちづくり」の5行目以降で、「市内各地においては、文化協会をはじめとした様々な地域の文化団体が結成され、こうした団体の活動や団体同士の連携が、市民の文化芸術活動に広がりや深みを与えてきました。」と記載しているものです。	B
13	5ページ3段落目において、「こうした豊富な文化資源と企業や地域団体が連携した活動が活発化し…」と記載されているが、前ページからの内容を読むと、施設等のほか、企業や地域団体も文化資源の一部であると捉えているようである。そうした場合、この文章では企業や地域団体がだぶるのではないか。	「こうした企業や地域団体などの豊富な文化資源が相互に連携した活動が活発化し…」に記載を改めました。	A
14	6ページ 「東京オリンピック」の段落を評価する。	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を日本に注目が集まる好機と捉え、川崎市の文化資源等を活用して市の魅力を発信してまいります。	B

(2) 計画書 第3章「第2期計画の取組」及び第4章「文化関連施設」に関すること（65件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
15	川崎エリアや新百合ヶ丘エリア等複数の施設を会場とした規模の大きい映画祭があると市全体でのアピールになると思われる。	新百合ヶ丘においては、KAWASAKI しんゆり映画祭が開催され、川崎駅周辺では毎日映画コンクール表彰式が開催されており、それらを中心として全市で映像のまちの関連イベントを展開しています。 今後も、より一層、市全体の魅力発信と地域の活性化に繋がるよう取組んでまいります。	D
16	第3章 基本目標1 施策1 アートのまちづくりの項 ○「・・・取組の展開及びまちの魅力発信」を 「・・・取組の拡充及びまちの更なる魅力発信」にすべきではないか。 しんゆり映画祭は2014年に20周年、アルテリッカは6回目となるので、今後の10年を考えれば、「展開」から「拡充」が、「魅力」は「更なる魅力」が相応しい。	地域主体の取組との連携の今後の更なる拡充については、現在の連携の効果を検証したうえで、更なる魅力の発信に繋がるよう連携を進めてまいります。 魅力発信についてはアートのまちづくりのみならず、市全体として更なる発信が必要と考えており、12ページ 基本目標1の説明8行目について「…これらの魅力を積極的に国内外に向けて発信し」と改めました。	A
17	食文化も一つの文化であり、文化芸術との一体化で発展させてほしい	食文化については、これまでも各局区での取組の中で地域の名産品等のPR活動や、映像のまち・かわさきの取組として市内の名物弁当を発掘し、市を訪れるロケ隊にPRするロケ弁コンテスト等を行ってまいりました。 市内には地域に根ざした名産品や食品が存在しており、それは川崎の文化を形成する一つであると考えておりますので、今後もこうした取組を進めてまいります。	C
18	近代化が進むなか、芸術の中でもアニメ、アートなど近代の部分強調することも必要	近年、海外からの日本のアニメやアート等への注目が高まっております。第3章16ページ施策3「国内外への魅力の発信」の項の取組の概要に、「○漫画やアニメ、日本の現代アート等を活用した国内外への魅力発信」を加えました。	A
19	ミュージア等はよく広報されているが、それ以外の情報が少なく感じる。	市内外への情報や魅力の発信については、基本目標1の施策3の取組「国内外への魅力発信」や、基本目標3の施策1の取組「施設間の連携・協力」で、施設間の広報連携等を取組として記載しており、幅広い情報を効果的に発信するよう取組んでまいります。	C
20	第3章 基本目標2 施策1 ボランティアの育成と活躍機会の拡充の項 ○「・・・活躍の幅の拡大」を「・・・活躍の機会の拡大」に。「幅」に意味があれば別であるが、素直に「機会」でよい。	3章17ページ「ボランティアの育成と活躍機会の拡充」の項の取組の概要についての記載を「文化芸術事業におけるボランティアの活躍の機会の拡大」に改めました。	A

21	資格を持っている中高年を活用できる場所を提供し、元気に動いてほしい。	本市としても、様々な資格や経験を持たれている方々に活躍していただける機会が必要であると考えており、第3章17ページに「ボランティアの育成と活躍機会の拡充」を取組として記載しております。	B
22	伝統文化についても次世代の為の文化啓発が必要だと思う。	伝統文化の次世代の担い手を育成するためにも、青少年が伝統文化等に触れる機会が重要であると考え、第2章6ページ「3これからの川崎の文化の方向性」、第3章15ページ取組「地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり」、18ページ取組「青少年が文化芸術に触れる機会の充実」において、地域の伝統文化などに触れ、楽しめる機会の提供や地域の団体との連携について記載しております。	B
23	青少年の演劇が横浜では盛んである。映像でもやっているように、演劇でも川崎でやれないか。舞台監督や脚本など子どもたちが様々な経験ができ、文化芸術の素養を培っていくことができる。	本計画において、「次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり」を重点施策に設定しており、演劇も含めた様々な文化芸術を青少年が体験できる機会の創出に取組んでまいります。	C
24	次世代の文化芸術を担う子どもたちの育成を早く実現させてほしい。	青少年が文化芸術に触れる機会づくりは、次世代の担い手の育成とともに、青少年の創造的な心を育むうえで重要であると考えています。本計画において、「次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり」を重点施策に設定し、青少年が文化芸術を体感できる場づくりに取組んでまいります。	B
25	子どもたちの心を育む芸術への関心をもっと高まるよう活動に力を入れてほしい		
26	子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しめることができる環境、小さな子どもを連れて方たちが参加しやすい環境など、を重点施策として力を入れることに賛成する。(2件)		
27	学校の芸術鑑賞も小さい作品でなく、もっと優れた舞台などに触れさせてほしい。	これまで本市では、市内小学校を対象とした「子どものためのオーケストラ鑑賞」や、音楽大学や地域の芸術家等と連携した学校への派遣等を実施してまいりました。学校公演の内容等については、個々の学校のカリキュラムの中で検討してまいります。青少年が文化芸術を体験できる場づくりは重要であると考え、本計画において重点施策として設定し、地域の文化団体等との連携も視野に入れながら取組んでまいります。	D
28	学校公演の回数を増やしてほしい		
29	ダンスの専門家による授業を公立の学校で行って欲しい。体育の他の種目に比べてダンスは専門性が高く、専門家が子どもたちに直接携わる方が効果は高いと考える。横浜市では横浜市芸術教育文化プラットフォームがあり、外部の講師によるあらゆる芸術分野の授業が数多く行われている。東京都でも東京文化発信プロジェクトによって同じように子ども向けの芸術体験事業がさかんに行われている。	学校の授業のカリキュラム構成について本計画で触れることはできませんが、地域の芸術家や文化団体と連携した取組が、子どもたちに充実した文化芸術体験を経験させるうえで非常に重要なものであると考えており、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境を創出してまいります。	D

30	子どもたちが生の舞台芸術に触れることができる豊かな文化環境の中で育つことは、未来を担う子どもたちの成長発達に欠かせないことだと思う。川崎には数多くの文化施設があり、文化活動の拠点となっているが、是非、子どものための文化ホールを加えて欲しい。ロシアには、子どものためのオペラ劇場があり、子どもの観念にたった素晴らしいものである。子どもたちには、人間が作り上げた最高の優れたものという理念をまちづくりの構想に加えて欲しい。	子どもの成長にとって、優れた文化芸術に触れる機会は、重要なものであると考えており、親子で鑑賞できるコンサートなどを実施してまいりました。また、川崎区の富士見周辺地区に整備する予定であるスポーツ・文化総合センターの建設にあたっては、ホールで親子が鑑賞できる親子室等を計画しております。今後も、子どもたちが多くの素晴らしい文化芸術に触れる機会の提供に取組んでまいります。	D
31	ホール付の児童文化会館の建設を目指して欲しい。		
32	川崎のイメージを変えるための様々な企画が催されるようになったが、市民が求め共に作っているという実感が伴っていくようになって欲しい。	川崎市北部を代表する文化イベントであるアルテリッカしんゆり芸術祭は、市民や地域の文化団体、大学、行政等が連携し、協力しながら開催されております。また、支えている地域のボランティアも100名を超え、市民による芸術祭として定着してまいりました。 第2期計画の基本目標2において、「人材の育成と協働による文化芸術の振興」を掲げており、今後もより一層、地域の人材や企業、行政等が連携しながら文化芸術の振興を図ること、また、そのための人材の育成を進めることを取組の内容としております。	B
33	第3章 基本目標3の前文「・・・「魅力と自信にあふれたまちづくり」・・・」をには違和感を覚えるため、「・・・魅力と親しみにあふれたまちづくり」・・・」に変更できないか。	まちに文化芸術が浸透し、市民が親しみや愛着を持ちながら暮らせるまちづくりを進めることが、本計画の基本方針の一つであります。第3章20ページ、基本目標3の前文の記載内容については、計画の基本方針1の記載内容に合わせ、「魅力にあふれ、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくり」に改めました。	A
34	第3章 基本目標3 施策1 劇場法の趣旨に沿った取組の推進の項「・・・劇場法の趣旨を踏まえ、より魅力的な施設として・・・」を「・・・劇場法の趣旨を踏まえ、地域と連携した、より魅力的な施設として・・・」にすべきではないか。指定管理施設であるが、公共施設であることから、「地域」を十分に意識した運営が使命と考える。	公共の施設については、地域と連携しながらより魅力的な施設として運営していくことが求められています。第3章20ページ「劇場法の趣旨に沿った取組」の項については、「・・・劇場法の趣旨を踏まえ、地域と連携した、より魅力的な施設として・・・」に改めました。	A
35	市民の活動拠点は「文化関連施設」である。「文化施設」だけでなく、「文化関連施設」の「劇場法」に沿った財政、運営の組み方を期待したい。	「劇場法」は、文化施設の中で実演芸術を企画・公演する音楽堂や劇場を対象に専門人材の育成や、自主企画の展開等を求めるものであり、ホールを持つ全ての施設を対象としているものではありませんが、「劇場法」の理念等については、庁内の検討会議等で情報を共有してまいります。	D



36	<p>第3章 基本目標3 施策1</p> <p>○「修繕計画の策定」の表題を「安全安心な施設管理」に修正すべきではないか。</p> <p>創造発信事業、鑑賞事業、地域連携事業などどのような事業を行うにも、場となる施設設備の安全安心の確保は論を待たないが、計画項目として掲げるのには違和感を感じる。</p>	<p>施設管理においては、安全安心な施設であることはもちろんのこと、文化施設特有の機能保持についても計画的に行っていく必要があります。限られた財源の中、魅力ある施設として維持していくためには、修繕計画に基づき、施設相互間の優先順位等を確認しながら進めて行く必要があるため、計画項目として設定いたしました。</p>	D
37	<p>第3章 基本目標3 施策1</p> <p>修繕計画の策定の項 「施設の長寿命化や安全性の確保、魅力増進等のため、中長期の修繕計画を策定し、計画的な修繕を行います。」を「中長期の修繕計画を策定し、計画的な修繕を行い、施設の長寿命化や安全性の確保に努めていきます。」に。</p> <p>修繕計画の策定や修繕の実施は、安全安心な施設管理の手段と考える。</p>	<p>施設の安全性の確保は修繕計画において、最も重要な要素であると考えます。また、文化施設については、舞台設備や展示のための環境など、文化施設特有の機能についても計画的に修繕し、施設としての魅力を増進していく必要があると考え、この記載としております。</p>	D
38	<p>市民館で打楽器などで部屋を使用する場合には、防音の関係で他の部屋まで借りなければならないような状況がある。音楽活動をする団体の活動できる施設が少ないので、防音など長期計画の中で施設の改善に取り組んでほしい。</p>	<p>施設の修繕等につきましては、より快適に御利用いただけるよう、中長期的な修繕計画の中で取組んでまいります。</p>	C
39	<p>多くの市民に楽しんでもらうためにも、施設のトイレ・階段や児童室、授乳室等の設備改善を行ってほしい。(3件)</p>		
40	<p>宮前市民館の老朽化が目立ち、ホールの整備を願う。</p>		
41	<p>・第3章 基本目標3 施策1</p> <p>施設におけるバリアフリープログラムの推進の取組概要</p> <p>「○幼児や子ども連れの方が気軽に鑑賞できる親子向けプログラムの充実」</p> <p>・第3章22ページの誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定の取組概要</p> <p>「○小さな子ども連れの方向けのプログラムの充実」</p> <p>異なる表記をしているが内容が異なるのか。</p>	<p>双方とも、取組む中身について差異はございません。取組概要の記載については、「○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実」に改めました。</p>	A
42	<p>第2期で整備する施設については、高齢化社会になることをふまえ、バリアフリーに徹した施設にすることを望む。</p>	<p>公共の施設整備にあたっては、川崎市福祉のまちづくり条例に定める基準に基づきバリアフリーへの対応を行ってまいります。</p>	C
43	<p>文化芸術の基本は人である。短期間で指定管理者や行政職員が変わる現行制度の見直しを期待したい。</p>	<p>文化芸術を担う人材の育成は、重要であると考えておりますので、今後も庁内での検討を行ってまいります。</p>	C

44	<p>行政が関わる無料演奏会が多く、有料でないといけないプロを使った良質の演奏会が継続できない。これは、演奏家の育成を阻み、また、市民活動団体の自立を妨げる要因となっている。行政主催のホールで行うプロの演奏会は、有料にするべきである。</p>	<p>行政が関わる演奏会等のあり方については、今後、(仮称)文化芸術振興庁内推進委員会で情報を共有し、検討を行なってまいります。</p>	C
45	<p>「誰もが文化芸術を楽しめるまち」とあるが、「一般勤労者」に対する環境作りが必要である。施設の開館時間の延長や、「かわさき芸術の日」の創設など、活気ある創造的な川崎にしていってほしい。</p>	<p>施設の開館時間の延長等については、慎重な検討が必要と考えますが、誰もが文化芸術を楽しめるまちへの環境づくりについて今後も取り組んでまいります。</p>	D
46	<p>市民芸術祭がもっと充実したものになるよう、多くの人に来てもらえるような宣伝をしてほしい。</p>	<p>かわさき市民芸術祭は、長年にわたり開催を重ねて来られ、川崎市の文化芸術の振興に大きく寄与されてきました。市民芸術祭により多くの方が訪れ、それにより市民の文化芸術活動が活発になるよう、より効果的な広報等の支援について検討してまいります。</p>	C
47	<p>川崎では演劇、児童劇、人形劇など鑑賞団体の活動が盛んであるが、さらに促進していこうという表現が欲しい。 第3章 基本目標3 施策2に該当</p>	<p>市内では、様々な鑑賞団体によって、巡回公演や子ども向けの公演などが実施されて来ており、そうした活動が川崎の文化芸術の発展に繋がってきました。22ページ施策2の「誰もが文化芸術の楽しさを楽しむことができる機会の設定」の項に記載している「鑑賞機会の提供」には、演劇、児童劇、人形劇、音楽、伝統芸能などを含みます。また、この取組は、24ページに記載している重点施策に設定しており、第2期計画の主要な施策として取り組んでまいります。</p>	D
48	<p>区役所ロビー等でのコンサートについて、音楽だけでなく演芸も書くべきでないか。 第3章 基本目標3 施策2に該当</p>	<p>幅広い文化の普及が必要であり、第3章22ページ施策2の「身近に文化芸術に触れる機会の充実」の項の記載について、「区役所のロビーや商業施設等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、音楽、芸能等の鑑賞機会を提供することにより…」に改め、取組の事例についても「〇…身近な場所での音楽等の鑑賞機会創出」に改めました。</p>	A
49	<p>第3章 基本目標3 施策3 「文化芸術活動を発表する場の提供」を「文化芸術活動を発表する場の拡大と提供」に。 「……文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに……」を「……文化芸術活動を発表する場所の拡大と提供を行うとともに……」に。 市民館のギャラリーは飽和状態であり、発表する場の提供だけでは今後10年間を視野に入れた計画としては弱いと考える。</p>	<p>現在のところ、ギャラリー等の新たな整備計画はありませんが、市民が文化活動を発表する場の提供は、市民文化の振興を図るうえで重要な課題であると考えており、(仮称)文化芸術振興庁内推進委員会で課題の共有を図ってまいります。</p>	D

50	<p>情報の一元化については是非やってほしい。音楽のまち推進協議会ができたときに情報を集めてHPに挙げるということをやったが、それ以降の発展が見えてこない。健康福祉局で市民が活用できる施設（民間のホールなども含めて）の一覧をつくっている。このような情報を共有して、市民が見られるようにしてほしい。</p>	<p>市のホームページをとおして、川崎の文化資源等に関する情報を発信してきたところですが、市民が文化活動を行ううえで必要となる活動の場所や発表の機会等について、より効果的に発信できるように情報の収集や整理、共有を進めてまいります。</p>	B
51	<p>文化芸術活動に参加する機会の情報提供を多くしてほしい</p>		
52	<p>文化は、市民生活を豊かにする。しかし、高齢者、障害者に係る文化活動には助成が下りるものの、健常者がより豊かに過ごすための文化活動に関しては、公益活動助成金が通らない。環境、国際、福祉などは分野ごとに助成制度があるが、文化に関しては別枠で、新たに文化財団で文化振興を目的とした助成制度を作る必要がある。</p>	<p>文化芸術活動への支援につきましては、本計画の基本目標3に掲げるように、文化芸術活動を行う環境の拡充や情報の整備等、様々な角度から引き続き取り組んで参りますが、支援のあり方については、長期的な人材の育成などの視点も踏まえ、検討してまいります。</p>	D
53	<p>市民の文化活動や、地域の文化団体への助成金による支援を願う。(6件)</p>		
54	<p>芸術に携わる者としては自治体からの金銭的な投資を必要としているが、文化庁の助成金はそれなりに実績のあるアーティストでないと厳しく、門戸が狭い。若手アーティストや川崎市在住のアーティスト、あるいは川崎市内施設での発表のための助成金が充実することを願う。</p>		
55	<p>市主催の文化事業だけでは、家族単位の参加で終わってしまうと思われ、母子が気軽に集まれる場としての市民が主体になる活動に助成を望む。</p>		
56	<p>県立の高津養護学校生田東分教室が、昨年アートセンターでミュージカルをやった。子どもたちも一生懸命行っている良い取組だが、資金的に困っている。県立の施設であっても、障害者が文化芸術を享受できるような取り組みに対する支援を考えてほしい。</p>		
57	<p>年配の方がより多く参加することで、より大きな文化芸術に発展してほしい。</p>	<p>本計画書第3章23ページにおいて、「様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供」を記載しています。中高年の方々を含め、様々な方が生きがいを持って、生き生きと暮らしていただけるよう文化活動に参加できる機会を提供してまいります。</p>	B
58	<p>中高年の生きがいとなる行事、食事、運動等を行ってほしい。</p>		

59	<p>第3章 基本目標3 施策3の取組「文化芸術活動を行うための情報の整備」と、「文化芸術活動を発表する場の提供」の双方に「○文化芸術活動を行える場所等の情報提供の充実」が記載されているが、内容の違いがあるのか。同一であれば、取組「文化芸術活動を行うための情報の提供」の中に統一すべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、双方とも内容の差異が無いことから、体系をわかりやすくするために、取組「文化芸術活動を発表する場の提供」から、「○文化芸術活動や発表を行える場所の情報提供充実」を削除し、取組「文化芸術活動を行うための情報の整備」の中の記載を「○文化芸術活動の練習や発表を行える場所等の情報提供の充実」に改めました。</p>	A
60	<p>川崎郷土・市民劇は毎回3千数百人の市民が鑑賞する川崎が誇るイベントである。市民が市の歴史や人物を描き出す演劇であり、ぜひどこかに表現してほしい。</p> <p>第3章 基本目標3 施策2、3、重点施策1、2に該当</p>	<p>川崎郷土・市民劇は、市民参加による実演芸術であり、様々な方が出演者、また鑑賞者として演劇や川崎の歴史・人物に触れる機会を創出しており、22ページ施策2や、23ページ施策3の取組の中で取組んでまいります。</p>	D
61	<p>第3章、重点施策について、計画の中の位置づけ等がわかりづらい。</p>	<p>第3章の重点施策の内容についての体系図を加え、第5章31ページに重点施策の進行管理についての説明を加えました。</p>	A
62	<p>第4章 文化関連施設 ○川崎市の魅力発信拠点としての役割 &lt;主な施設&gt;の中に「アートセンター」を明記すべきである。</p> <p>アートセンターは、創造拠点としての役割だけではなく、鑑賞事業や、アルテリッカしんゆり事業の庶務・調整機能、しんゆり映画祭の共催機能を担い、川崎市の魅力発信拠点としての役割を果たしていると考えます。</p>	<p>アートセンターは様々な事業をとおして魅力発信の拠点としての役割を果たしております。第4章27ページ魅力発信拠点としての役割 &lt;主な施設&gt;に「アートセンター」を記載いたしました。</p>	A
63	<p>市民館利用について特に時間への対応に関しては、市民館会議室やホールの管理受託業者により対応が違うが、トラブルが多いのではないかと。利用者の立場に立った運営に配慮するようにしてほしい。</p>	<p>御意見につきましては、(仮称)文化芸術振興庁内推進委員会で課題の共有を図るとともに、本計画の基本目標3の施策3「文化芸術活動への市民参加の促進」に基づいて文化芸術活動を行う環境の充実に取組んでまいります。</p>	C
64	<p>誰もが文化芸術を楽しめるまちとあるが、市民が文化活動の拠点としている「文化関連施設」の使い勝手が悪く、トラブルが多発している。実態を踏まえた施策としてほしい。</p>		
65	<p>文化事業の推進は、市民活動団体も目指すところである。しかし、市民館などでは、有料での講座等の開催が難しく、利用料の高い会場でないと使えない。これでは、文化活動を継続したくても、資金がなく運営できなくなる。団体の自立には、何が必要かをよく考えていただきたい。</p>	<p>有料事業の開催については、公の施設という性格上、制約があると考えますが、ご意見については、(仮称)文化芸術振興庁内推進委員会にて課題の共有を図ってまいります。</p>	D
66	<p>エポック中原は使用料が高く保育室もない。総合自治会館の建て直しがあったら、子どもが使いやすく大型のホールもあり、市民が誇れる施設にしてほしい。</p>	<p>総合自治会館については、小杉三丁目東地区市街地再開発事業の中で移転が計画されており、市民自治活動の拠点として効果的な事業展開を行えるよう、その機能について検討してまいります。</p>	E

67	川崎市には多くの映画館があり、映画上映の基盤（施設）は充実していると思われるが、上映する映像作品のジャンルの幅を広くすべきだと考える。	市の施設であるアートセンターや、市民ミュージアムでは、民間の映画館とは異なったジャンルの作品を多数上映しており、市民に幅広い作品を提供する役割を担っていると考えています。	D
68	アルテリオ小劇場（アートセンター）は、中規模の演劇・ダンス上演に適した大きさであり、劇場専属の文化芸術に知識のあるスタッフを充実させ、パフォーマンスアーツに特化した劇場独自のプログラム（公募プログラム・フェスティバル・レジデンスプログラム等）や、国内外のアーティストによる、ワークショップなどの教育活動をもっと展開していくべきだと考える。	アートセンターでは、プロの演劇関係者のもと、親子で参加できるミュージカルワークショップや、幅広い世代の市民と一緒に作品を創りあげていく地域劇場「しんゆりシアター」などを実施しております。今後も、より一層、文化芸術の発信拠点としての役割を担うべく取組んでまいります。	C
69	劇場を作るよりも稽古場を作り、安価で貸し出すことがより直接的なアーティストの支援となる。集会所くらいの大きさで良いので、練習が出来る場所の創出が必要。新たに建設せずとも、廃校のリノベーションのような再利用ができると良い。民間の練習場は高価なため、公営の施設が充実することを願う。	現在、稽古場となるような施設の新たな建設や設置の計画はありませんが、既存の公共施設等の有効的な活用について（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会にて情報を共有し、検討してまいります。	C
70	市民ミュージアムの建物は立派だが、交通の便が悪いため、魅力ある何かと一緒に催し物をすれば、もっと活用されるのではないか。広い土地を有効に使えるアイデアがあると良い。	これまでも市民ミュージアムでは、等々力競技場をホームグラウンドとする川崎フロンターレと連携した企画展や、開放的な逍遥展示空間でのコンサート等、様々な連携事業に取り組んできたところですが、今後もより一層、地域の人材や資源との連携を強め、地域一帯の魅力発信の拠点となるよう取組んでまいります。	C
71	新たに富士見に建設予定のホールは、第4章文化施設に記載が無いが、どこに位置づけるのか。	第4章26ページの○市民の活動拠点としての役割の＜主な施設＞に、スポーツ・文化総合センター（平成29年10月オープン予定）を加えました。	A

(3) 計画書 第5章「計画の推進にあたって」に関すること（2件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
72	第5章中（仮称）文化芸術振興検討委員会の説明について、委員会の設立の経緯が記載されているが、経緯よりも委員会の目的を記載すべきではないか。	ご意見のとおり、委員会の目的を明記すべきと考えますので、第5章中（仮称）文化芸術振興検討委員会の説明について、「庁内における計画の進捗状況を管理するとともに、情報共有や連携、課題への対応を図るため、文化芸術振興庁内推進委員会を設置します」と改めます。 また、委員会の名称を（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会に改めます。	A
73	計画の進行管理・評価の体制が、わかりづらい。	計画書第5章に進行管理等の体制についての図を記載いたしました。	A

(4) その他(3件)

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
74	行政が行う音楽イベントの委託契約で、文化団体やNPOなどと民間業者の見積もり合わせによる価格競争で決定されている。提案事業の良し悪しでなく、単なる価格競争では文化団体やNPOは対抗できない。提案事業の内容で評価する契約決定方法に改める検討をしてほしい。	契約手法についてですが、事業の内容によっては、価格競争によらない方法での契約が行われております。ご意見については、庁内での情報を共有してまいります。	D
75	教育文化会館の建替え整備等についての記載がなされておらず、もの足りないと感じる。	教育文化会館の建替え整備等については、「富士見周辺地区整備実施計画」において再編後の機能等について記載しております。	E
76	図書館がもっと身近にたくさんできるための予算を増やしてほしい。	図書館の設置の主たる目的は社会教育のための施設であり、その整備等について文化芸術振興計画の中で位置づけておりません。	E

## 文化芸術振興計画 修正箇所対照表

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.5	P. 5	2つの音楽大学など様々な地域主体とともに進めてきた「音楽のまちづくり」	2つの芸術大学など様々な地域主体とともに進めてきた「音楽のまちづくり」
	P. 13	映画大学や4つのシネコン等、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し	日本映画大学や4つのシネコン等、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し
No.7	P33 ～36	参考資料に市民アンケートの実施結果や過去との対比を掲載	計画書本体に記載なし
No.8	P. 1	<p>この振興条例の趣旨に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための仕組み等を定めることを目的に、平成20年3月に平成20年度から平成25年度の6年間の計画期間とした「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。</p> <p><u>この計画期間が終了することと、策定後の様々な状況変化を踏まえ、第1期計画の成果の検証、課題の把握等を行い、各施策分野に文化的視点を取り入れた取組を行うことにより、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。</u></p>	<p>この振興条例の趣旨に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための仕組み等を定めることを目的に、平成20年3月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。</p> <p><u>第1期計画は、平成20年度から平成25年度の6年間の計画期間として策定したものです。</u></p> <p><u>平成26年度からの「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）は、第1期計画策定後の様々な状況変化や第1期計画期間の成果の検証、課題の把握等を行い、各施策分野に文化的視点を取り入れた取組を行うことにより、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に策定します。</u></p>
No.11	P. 3 P. 10	基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援	基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重
No.13	P. 5	<u>こうした企業や地域団体などの豊富な文化資源が相互に連携した活動が活発化し、文化芸術を観光や地域の活性化に繋げて行く取組が進められています。</u>	<u>こうした豊富な文化資源と企業や地域団体が連携した活動が活発化し、文化芸術を観光や地域の活性化に繋げて行く取組が進められています。</u>
No.16	P. 12	これらの魅力を積極的に国内外に向けて発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージのさらなる向上を図ります。	これらの魅力を国内外に向けて発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージのさらなる向上を図ります。



意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.18	P. 16	<u>○漫画やアニメ、日本の現代アート等を活用した国内外への魅力発信</u>	記載無し
No.20	P. 17	○文化芸術事業におけるボランティアの活躍の <u>機会</u> の拡大	○文化芸術事業におけるボランティアの活躍の <u>幅</u> の拡大
No.33	P. 20	<u>「魅力にあふれ、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくり」を進めていきます。</u>	<u>「魅力と自信にあふれたまちづくり」を進めていきます。</u>
No.34	P. 20	劇場法の趣旨を踏まえ、 <u>地域と連携した、より魅力的な施設として機能するよう取り組んでいきます。</u>	劇場法の趣旨を踏まえ、より魅力的な施設として機能するよう取り組んでいきます。
No.41	P. 21 P. 22	<u>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</u>  <u>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</u>  ※表記を統一	<u>○幼児や子ども連れの方が気軽に鑑賞できる親子向けプログラムの充実</u>  <u>○小さな子ども連れの方向けのプログラムの充実</u>
No.48	P. 22	区役所のロビーや <u>商業施設等</u> 、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、 <u>音楽、芸能等の鑑賞機会</u> を提供することにより、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。  ○商業施設等の協力による、身近な場所での <u>音楽等の鑑賞機会</u> 創出	区役所のロビー等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や <u>音楽会</u> を提供することにより、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。  ○商業施設等の協力による、身近な場所での <u>音楽鑑賞の機会</u> 創出
No.59	P. 23	○文化芸術活動の <u>練習や発表を行える場所等の情報提供の充実</u>  削除  ※類似項目の統一	○文化芸術活動を行える場所等の <u>情報提供の充実</u>  <u>○文化芸術活動や発表を行える場所の情報提供の充実</u>
No.61	P. 25 P. 31	体系図の記載  (2) 重点施策の進行管理について記載	記載無し  記載無し
No.62	P. 27	アートセンター	記載無し

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.71	P. 26	スポーツ・文化総合センター（平成29年10月オープン予定）	記載無し
No.72	P. 30	○（仮称）文化芸術振興 <u>庁内推進委員会</u> <u>庁内における計画の進捗状況を管理するとともに、情報共有や連携、課題への対応を図るため、（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会を設置します。</u>	○（仮称）文化芸術振興 <u>検討委員会</u> <u>計画の策定について検討してきた庁内の検討委員会を基に（仮称）文化芸術振興検討委員会を設置します。</u> <u>この委員会により、計画の進捗状況を管理するとともに庁内の情報共有や連携、課題への対応を行います。</u>
No.73	P. 30	文化芸術振興会議及び（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会の関係図を記載	記載無し

### 第1章 第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方

#### 1 計画改定の経緯

- 平成13年12月「文化芸術振興基本法」制定
  - 平成17年4月「川崎市文化芸術振興条例」施行
  - 平成20年3月「川崎市文化芸術振興計画」策定（平成20年度～平成25年度）
- 計画の改定にあたっては、第1期計画策定後の様々な状況変化や第1期計画期間の取組の検証、課題の把握等を行い、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的として策定します。

#### 2 本計画で対象とする文化芸術

文化芸術振興基本法に例示された「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化・国民娯楽」「文化財」のほか、文化芸術の幅を広く捉え、例示されていない分野についても対象とします。

#### 3 第2期計画の特色

##### (1) 「川崎の文化」の推進

川崎が持つ世界に誇る文化施設や、地域の伝統文化などの豊富な文化資源を「川崎の文化」として育て、国内外へ積極的に発信していくことにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上を図り、地域への愛着をより高めていきます。

##### (2) 重点施策の設定

第2期計画において重点的に取り組む「重点施策」を設定し、それぞれに達成指標を設けることにより、計画の進捗状況を管理していきます。

#### 4 計画期間

計画の期間を概ね10年間とし社会情勢の変化などを見据えながら、一定期間をごとに検証・見直しを行うこととします。

#### 5 他計画等との関係

- 川崎市文化財保護活用計画との関係  
「川崎市文化財保護活用計画」と互いに整合性・関連性を持ちながら策定します。
- その他関連計画等  
「産業」、「観光」、「教育」、「シティーセールス」等、各分野別計画と連携し、互いに関連性を持ちながら総合的に文化芸術の振興を図ります。

#### 6 基本方針

- 基本方針1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
  - 基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
  - 基本方針3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
  - 基本方針4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進
- 川崎市文化芸術振興条例の理念に基づいたものであり、第2期計画を策定するうえでの基本的な方針とします。

### 第2章 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

#### 1 川崎の文化芸術の歴史・背景

農村等の生活に密着した伝統文化や、街道・宿場町としての歴史、産業都市として栄えた川崎の歴史を背景にした文化芸術が生まれました。

#### 2 文化芸術を活用したまちづくり

豊富な地域資源を背景にした「音楽のまちづくり」や、「映像のまちづくり」など、文化芸術を活かしたまちづくりによる文化都市へのイメージの転換

#### 3 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

社会環境・生活スタイル等文化を取り巻く環境の変化や、今後求められる役割に対応した、新たな川崎の文化芸術振興の方向性を示します。

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

### 第3章 第2期計画の取組

#### 【基本目標】

##### 基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

音楽や映像、地域固有の伝統文化など、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を国内外に向けて発信することにより、文化都市としての都市イメージの向上や地域への愛着の増進を図ります。

##### 基本目標2 人材育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるため、人材の発掘やその支援を通じ、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進します。また、人材、企業、文化団体等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化活動の振興を図り、地域の活性化に繋がっていきます。

##### 基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

市民が様々な文化に触れ、多様な文化芸術活動を行うことができるよう、ホールや美術館等の文化施設を効果的に運営していくとともに、誰もが文化芸術を楽しめる機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりに繋がっていきます。

#### 施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

- 音楽によるまちづくり
- 映像によるまちづくり
- アートのまちづくり

#### 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

- 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり
- 生田緑地を中心とした地域の魅力の発信
- 多摩川を活用したまちづくり
- 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり
- 企業・産業が産み出す文化芸術の活用

#### 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

- 国内外への魅力発信
- 文化交流の推進

#### 施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

- ボランティアの育成と活躍機会の拡充
- 若手芸術家等の育成支援
- 青少年が文化芸術に触れる機会の充実

#### 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

- ネットワークづくりの推進
- 文化芸術の産業への活用
- 文化芸術活動の連携の促進

#### 施策1 文化施設等の効果的な運営

- 劇場法の趣旨に沿った取組の推進
- 施設間の連携・協力
- 文化施設等のアウトリーチ活動の充実
- バリアフリープログラムの推進
- 専門人材の養成
- 修繕計画の策定

#### 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

- 身近に文化芸術に触れる機会の充実
- 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定

#### 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

- 文化芸術活動を行う環境の拡充
- 文化芸術活動を行うための情報の整備
- 文化芸術活動を発表する場の提供
- 様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供

#### これからの川崎の文化の方向性を踏まえた重点施策の設定

##### 重点施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

川崎の持つ世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくことにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。

##### 重点施策 2 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

文化芸術活動が活発に行われるには、活動を行う人、支える人とともに、文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠となります。こうした人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化の担い手を育てていきます。

##### 重点施策 3 バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

小さな子どもを連れた方や高齢の方、障がいのある方などにも、身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。

### 第4章 文化関連施設

#### 1 文化関連施設に求められる役割

- 文化芸術の創造拠点
- 市民の活動拠点
- 川崎市の魅力発信拠点

### 第5章 計画の推進にあたって

#### 1 文化芸術振興の担い手

文化芸術の振興には、行政だけではなく市民や文化団体、大学、企業など、様々な主体がそれぞれ、連携・協力しながら進めて行く必要があります。

#### 2 計画の推進と評価

- 計画の進行管理・評価の体制
  - ・文化芸術振興会議（市民委員、学識委員で構成）
  - ・（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会（庁内体制の整備）
- 重点施策の進行管理
  - （仮称）文化芸術振興庁内推進委員会で情報を共有しながら、進行管理を行います。
- 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント
  - 文化芸術振興会議により文化アセスメントを実施し、施策の進捗と方向性を評価・検証
- 計画の年度管理
  - 計画の進捗について、（仮称）文化芸術振興検討委員会で調査・点検し、進捗状況を管理していくとともに、改善に繋がっていきます。
- 計画期間中の中間見直しについて
  - 社会情勢の変化などを見据えながら進捗を検証し、見直しを行います。

計画の推進・検証・進行管理

# 第 2 期川崎市文化芸術振興計画

平成 26 (2014)年度～平成 35 (2023)年度

平成 2 6 年 3 月

川崎市

# 目 次

第1章	第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方	1
1	計画改定の経緯	1
2	本計画で対象とする文化芸術	1
3	第2期計画の特色	1
4	計画期間	2
5	他計画等との関係	2
6	基本方針	3
第2章	これからの川崎の文化芸術振興の方向性	4
1	川崎の文化芸術の歴史・背景	4
2	文化芸術を活用したまちづくり	4
3	これからの川崎の文化芸術振興の方向性	6
第3章	第2期計画の取組	7
1	第1期計画の成果・課題と第2期計画の方向性	7
2	基本目標と施策展開	10
3	重点施策	24
第4章	文化関連施設	26
1	文化関連施設に求められる役割	26
第5章	計画の推進にあたって	28
1	文化芸術振興の担い手	28
2	計画の推進と評価	30
参考資料		32

# 第1章 第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方

## 1 計画改定の経緯

川崎市は、平成13年12月に策定された「文化芸術振興基本法」の趣旨に則り、平成17年4月に文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を施行しました。

振興条例において、文化芸術は都市生活の質を高める重要な役割を担うものであり、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源であると位置付けています。

この振興条例の趣旨に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための仕組み等を定めることを目的に、平成20年3月に平成20年度から平成25年度の6年間を計画期間とした「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この計画期間が終了することと、策定後の様々な状況変化を踏まえ、第1期計画の成果の検証、課題の把握等を行い、各施策分野に文化的視点を取り入れた取組を行うことにより、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

## 2 本計画で対象とする文化芸術

本計画における「文化芸術」は、文化芸術振興基本法「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策」に例示された「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化・国民娯楽」「文化財」のほか、文化芸術の幅を広く捉え、基本法に例示されていない分野についても本計画の対象といたします。

なお、産業や観光及び福祉等他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図っていきます。

## 3 第2期計画の特色

### (1) 「川崎の文化」の推進

川崎は、産業遺産、各地域の特色を受けて生まれた伝統文化等の豊富な文化資源を有しているとともに、世界的な評価を受けている「ミューザ川崎シンフォニーホール」や、「藤子・F・不二雄ミュージアム」、「岡本太郎美術館」等の文化資源を活かしたまちづくりを進めてきました。これらの川崎の文化資源や取組を「川崎の文化」として育て、国内外へ積極的に発信していくことにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上を図るとともに市民の地域への愛着をより高めていきます。

## (2) 重点施策の設定

第2期計画において重点的に取り組む施策を「重点施策」として設定し、それぞれに成果指標を設け、施策の進捗状況を管理していきます。

## 4 計画期間

平成26年4月から概ね10年間

文化芸術を振興するうえで、中長期の目標を設定し、一貫した目標のもとで継続した取組んでいきます。

第2期計画については、計画の期間を概ね10年間とし、社会情勢の変化等を踏まえながら、一定期間で検証・見直しを行います。

## 5 他計画等との関係

### (1) 川崎市文化財保護活用計画との関係

本市では、文化財の調査や保護活用に関する計画として、平成26年3月に「川崎市文化財保護活用計画」を策定します。

「川崎市文化芸術振興計画」では、文化財の調査や保護活用の取組を含みますが、「川崎市文化財保護活用計画」は具体的な文化財の保護活用について、その行政目的や方向性等の詳細を定めるもので、それぞれの計画は互いに連携し、関連性を持ちます。

### (2) その他関連計画等

文化芸術をまちづくりに繋げていくためには、文化芸術振興施策だけではなく、「産業」や「観光」、「教育」、「福祉」、「シティセールス」等様々な施策分野の計画と連携しながら総合的に文化芸術の振興を図っていきます。

## 6 基本方針

振興条例の理念に基づき、市民の多様で主体的な文化芸術活動を尊重し、本市の文化芸術の振興を図り、文化芸術を通じた創造力、人の交流、資源の活用等によるまちづくりを行い、地域の活性化と市民の誰もが生き生きと豊かに暮らせるまちを目指すため、基本方針を設定しました。

### 基本方針1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進

文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくりまします。

### 基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援

市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。

### 基本方針3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり

市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。

### 基本方針4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。



## 第2章 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

### 1 川崎の文化芸術の歴史・背景

川崎市の歴史は古く、およそ3万年前には人類が定住したと考えられており、宮前区の鷲ヶ峰遺跡などが知られています。その後、縄文時代を経て、弥生時代には稲作を中心とした集落群が形成され、以降、多摩川や鶴見川などの豊富な水と肥沃な土地を元に、穀倉地帯として栄えてきました。鎌倉時代に入ると、多摩丘陵は幕府にとって武蔵野台地を一望できる要所とされました。現在でも、平の白幡八幡大神などの源氏ゆかりの社寺や、鎌倉古道など、当時の面影がうかがえる場所があります。

江戸時代に入ると、東海道の宿駅として川崎宿が設置されたほか矢倉沢往還（大山街道）などの脇往還の整備も進み、これらの街道の宿場や川の渡し場を中心とした地域が活況を呈しました。川崎大師への参詣客などで賑わった東海道川崎宿のほか、中原街道沿いに小杉御殿のあった小杉村、大山参りで賑わった矢倉沢往還（大山街道）沿いの二子・溝の口村、津久井道沿いの登戸村など現在の市域を形成する元となりました。また、二ヶ領用水が開削され、用水路の整備が村々の発展に大きく寄与し、街道の街並みや用水路など当時を偲ぶ史跡が市内には数多く残されています。

明治末から大正・昭和にかけて、市内には大小様々な工場が建設され、日本の製造業を牽引してきました。それと同時に多くの人々が就労のために国内外から集まり、沖縄の伝統芸能など多様な市民による文化芸術が継承されています。また、昭和を支えた川崎のまちの記憶は、数多くの産業遺産として市内各所に残されています。

こうした古くからの人々の日々の営みの中で、生活・風土と結びついた地域性の色濃い演劇や舞踊などの民俗芸能が生まれ、住民自らが伝承していくことにより、菅や初山、小向などの獅子舞や新城の囃子曲持、諏訪の祭囃子など、市内各地に郷土色豊かな民俗芸能が残されています。現在でも多くの方々が保存・普及に力を注いでおり、地域のまつりなどで往時の文化芸術に触れることができます。

川崎市のこうした歴史的発展の過程で、様々な文化芸術が生まれ育ち、現在まで継承されてきました。一方で、近年の生活様式の変化に伴い、これらの伝統文化の次世代の担い手不足が課題となっており、市民が身近にこうした文化芸術に触れる機会を作っていくことが求められています。

### 2 文化芸術を活用したまちづくり

産業都市として発展してきた川崎ですが、世界有数の音響を誇るミュージア川崎シンフォニーホールや、劇場と映像ホールを備えたアートセンターの整備のほか、岡本太郎美術館や市民ミュージアム、かわさき宙と緑の科学館、日本民家園、藤子・F・不二雄ミュージアムなどの美術館・博物館施設などの数多くの文化施設が整備

され、文化芸術活動や人材育成、魅力発信の拠点となっています。川崎の特色である産業界においても、企業博物館や工場見学などの社会貢献活動を積極的に行っている企業が多数存在します。また、民間の取組により臨海部で大規模な音楽イベントが開催されるなど、これらの取組は川崎のPRと魅力の発信に繋がってきました。

また、市内各地においては、文化協会を始めとした様々な地域の文化団体が結成され、こうした団体の活動や団体同士の連携が、市民の文化芸術活動に広がりと深みを与えてきました。

こうした企業や地域団体などの豊富な文化資源が相互に連携した活動が活発化し、文化芸術を観光や地域の活性化に繋げて行く取組が進められています。また、ミューザ川崎シンフォニーホールを軸に2つの音楽大学など様々な地域主体とともに進めてきた「音楽のまちづくり」や、日本唯一の映画単科大学など豊富な映像関係主体とともに進めてきた「映像のまちづくり」、新百合ヶ丘周辺の大学、文化施設、地域団体などと協力して進めてきた「アートのまちづくり」などが進められました。こうした文化芸術をまちの魅力の発信などに活かし、まちづくりに繋げていく取組により、川崎のイメージは文化都市へと大きく変わってきました。

今後も、文化芸術の担い手を育て、文化芸術を活用した市民が愛着を持てるまちづくりを推進していきます。

#### 【文化芸術を活用したまちづくりの一例】

##### 「音楽のまち・かわさき」の推進

川崎市には、2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラや100を超える市民合唱団など多彩な市民の音楽活動、さらには、豊富な人材など多様な地域資源があり様々な活動が行われています。

それら地域資源と世界的な音響を備えたミューザ川崎シンフォニーホールや市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団との関わりを創ることで、都市イメージの向上や良質な音楽の提供、地域の活性化といった、音楽活動に新たな価値を創造してきました。

さらに、首都圏の立地の優位性が、知名度のあるイベントの開催や新たな企業・商業施設の進出につながり、川崎のブランドカが高まるなど、相乗的な効果が次々と波及していく好循環な音楽のまちづくりを推進しています。

##### 「映像のまち・かわさき」の推進

川崎市には4つのシネマコンプレックスがあり日本最大級の客席数を有するとともに、市民ミュージアムやアートセンターといった公共の上映施設のほか、民間の映像スタジオがあります。

また、本市は、多摩川に沿った細長い地形をしており、臨海部の工業地帯から多摩丘陵の豊かな自然、オフィス街、住宅街といった様々な風景があり、また、首都圏に位置することから、映画やテレビドラマ等の撮影希望が多く、ロケ地として多くの利用がされています。

さらに、日本で唯一の映画の単科大学である日本映画大学や、地域での映像・映画制作のワークショップ、一部の市内小・中学校では映像制作活動を活用した授業が行われるなど、映像に関わる教育や人材育成が様々な主体によって実施されています。

### 3 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

近年、社会環境・生活様式の変化により、文化芸術活動を取り巻く環境は大きく変わってきました。特にインターネット環境の発達が目覚しく、容易に世界に向けて情報を発信することができるようになりました。日本の漫画、アニメなどの新しい文化芸術や、伝統文化が世界各国に広がり、「クール・ジャパン」として世界中で評価されるとともに、日本のこれからの経済や観光の一つの柱となりつつあります。東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、世界中から日本への注目が高まっている中、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良い川崎市は、「川崎の文化」を積極的に発信していくとともに、産業や観光など様々な分野に取り入れ、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることで、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

こうした文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、継続的な取組とこれらを支え文化芸術活動を行う人や、文化芸術を楽しむ人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば青少年が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、青少年の感性を育てていくことなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手を育てていくことが重要です。

また、誰もが手軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作っていく必要があります。小さな子どもを育てている方や高齢の方、障がいのある方など、より多くの方が文化芸術の楽しさを享受できる取組を進めていきます。

#### <目指すまちの姿>

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

## 第3章 第2期計画の取組

第1期計画の成果や課題等をふまえ、第2期計画で取組む課題と対応する基本目標や施策を設定し、計画的に文化芸術の振興を図ります。また、第2章で掲げたく目指すまちの姿>を実現するために重点施策を設定します。

### 1 第1期計画の成果・課題と第2期計画の方向性

#### (1) 第1期計画の成果

第1期計画では、文化芸術の振興を中心とした魅力あるまちづくりの推進を目標に取り組み、以下のような成果を上げることができました。

##### ア 都市イメージの向上

音楽のまちづくりや映像のまちづくりの推進などによる、川崎市の魅力や都市イメージ向上と観光分野への活用等の推進

##### イ 地域の賑わいの創出

毎日映画コンクール表彰式を活用した地域イベントの実施や、アジア交流音楽祭とアジアンフェスタの同時開催など、地域の賑わい創出への寄与

##### ウ 企業・文化団体との相互連携の推進

モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさきや、アルテリッカしんゆり、KAWASAKI しんゆり映画祭などのほか、各区での地域連携事業など、企業・文化団体等との相互連携の推進

##### エ 市民主体の文化芸術活動の充実

市民主体の文化芸術活動や文化団体等による自主的な文化芸術活動及び団体同士の連携、伝統的な文化芸術の承継と被災地への支援等、地域間の連携交流の促進

##### オ 川崎市及び地域の魅力の発信

映画やテレビドラマ等の映像制作のロケ支援の実施による、本市の魅力発信と、生田緑地4館の連携強化など、地域における文化資源の連携による地域全体の魅力発信の促進

##### カ 情報共有とネットワークの構築

「総合文化団体連絡会」や「音楽のまち・かわさき」推進協議会、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムなどの活動を通じた、多様な主体によるネットワークの構築と連携

##### キ 学生や若手芸術家の活躍の場の創出

海外友好姉妹都市との市内学生の文化芸術の交流、市民ミュージアムや岡本太郎美術館における若手芸術家による企画展の開催など、学生や若手芸術家の活躍の場の創出

##### ク 教育現場での取組の推進

ジュニア音楽リーダー育成事業や子どもの音楽の祭典等、同世代と練習、競演し、技術を磨く機会の提供や、教育現場における映像制作活動の支援による、映像に関する人材育成と映像を通じた教育などの取組の推進

##### ケ 活躍の機会の提供によるボランティアの拡充

アルテリッカしんゆり、モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさきなど、各イベントでの市民向け講座や活躍機会の提供による市民ボランティアの拡充

##### コ 文化アセスメントによる事業の検証・改善と進行管理

文化芸術振興会議が市の事業に対して文化アセスメントを実施し、その提言内容について市が検証・改善を図るPDCAサイクルの構築

## (2) 第2期計画の方向性

第1期計画期間での取組の成果を踏まえ、今後の一層の文化芸術振興を目指すための課題の検証を行い、課題に対応する3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を設定しました。

### 【課題】

#### A まちづくりを主眼に据えた文化芸術振興の推進

- ・「音楽のまち」「映像のまち」などこれまで取り組んできたまちづくりを主眼とした文化芸術振興の取組を、今後も継続して様々な主体と連携し、地域や産業の活性化につながる取組を推進していくこと。

#### B 地域の文化資源を踏まえた特色ある文化芸術振興施策の推進

- ・文化資源や団体及び文化発信を行う企業など、それぞれの地域の特色を活かした取組を推進すること

#### C 「川崎の文化」の効果的な発信

- ・「川崎の文化」の国内外への発信
- ・地域や国を超えた連携の推進

#### D 「川崎の文化」を支える人材の育成

- ・人材育成事業の参加者が、事業の担い手となっていくような好循環の仕組みづくり
- ・市民ボランティアの一層の充実と参加機会の拡大
- ・将来の川崎の文化芸術を担う青少年が文化芸術に触れる機会の充実

#### E 「川崎の文化」を支えるネットワークの育成

- ・芸術家や住民ボランティアのネットワーク化の推進
- ・市民と、場所や活動団体等の情報を結びつける機能の充実
- ・多様な文化芸術活動主体との連携と役割分担

#### F 文化芸術活動を支える文化施設の効果的な運営

- ・劇場法の趣旨に沿った取組の推進
- ・施設間の連携・協力
- ・誰もが鑑賞しやすい環境の整備

#### G 市民が文化芸術に触れる機会の充実

- ・誰もが文化芸術を享受できる機会の提供

#### H 文化芸術活動への市民参加の促進

- ・文化芸術振興の担い手である市民や文化団体が積極的に文化芸術活動に参加できる環境の整備

### 【基本目標】

#### 基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

音楽や映像、地域固有の歴史や伝統文化など、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を国内外に向けて発信することにより、文化都市としての都市イメージの向上や地域への愛着の増進を図ります。

#### 基本目標2 人材育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるため、人材の発掘やその支援を通し、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進します。また、人材、企業、文化団体等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図り、地域の活性化に繋がっていきます。

#### 基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

市民が様々な文化に触れ、多様な文化芸術活動を行うことができるよう、美術館やホール等の文化施設を効果的に運営していくとともに、誰もが文化芸術を楽しめる機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりに繋がっていきます。

## 基本目標を達成するための施策

### 施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

- 音楽によるまちづくり
- 映像によるまちづくり
- アートによるまちづくり

### 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

- 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり
- 生田緑地を中心とした地域の魅力の発信
- 多摩川を活用したまちづくり
- 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり
- 企業・産業が産み出す文化芸術の活用

### 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

- 国内外への魅力発信
- 文化交流の推進

### 施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

- ボランティアの育成と活躍機会の拡充
- 若手芸術家等の育成支援
- 青少年が文化芸術に触れる機会の充実

### 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

- ネットワークづくりの推進
- 文化芸術の産業への活用
- 文化芸術活動の連携の促進

### 施策1 文化施設等の効果的な運営

- 劇場法の趣旨に沿った取組の推進
- 施設間の連携・協力
- 文化施設等のアウトリーチ活動の充実
- バリアフリープログラムの推進
- 専門人材の養成
- 修繕計画の策定

### 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

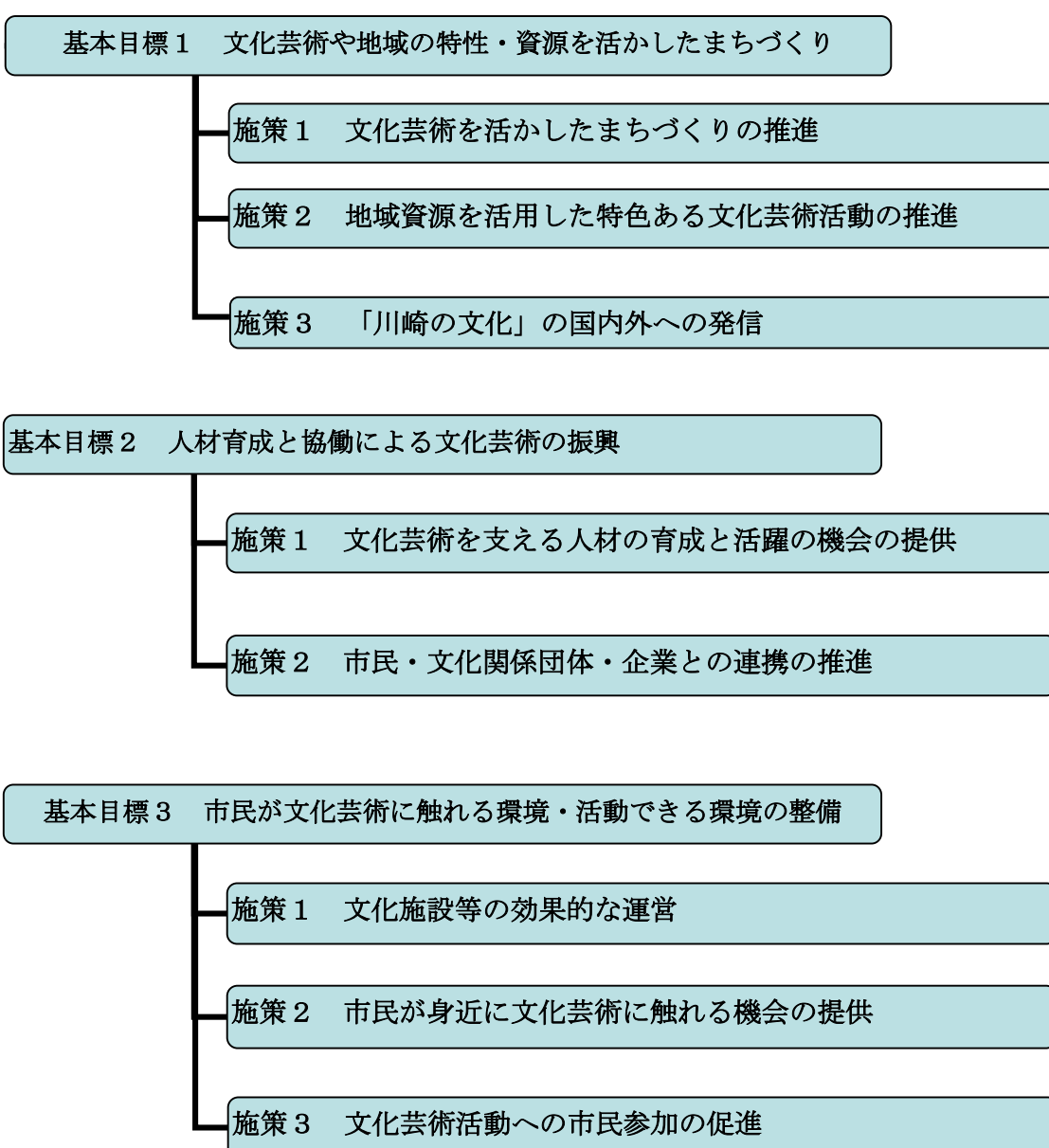
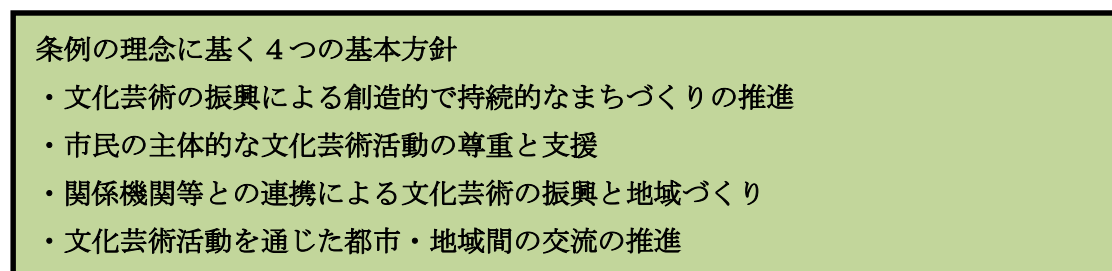
- 身近に文化芸術に触れる機会の充実
- 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定

### 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

- 文化芸術活動を行う環境の拡充
- 文化芸術活動を行うための情報の整備
- 文化芸術活動を発表する場の提供
- 様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供

## 2 基本目標と施策展開

### 【施策体系図】







文化芸術の振興により、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、第2期計画の基本目標を達成するための具体的な取組を行っていきます。

## (1)基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

川崎市には、様々な文化芸術分野で活動する人や多くの文化関連施設、教育機関があり、豊富な資源を活かしたまちづくりが可能となっています。南北に長い地形の中には7つの区があり、それぞれの地域において特色のある伝統的な文化芸術が受け継がれており個性豊かな地域性を有しています。また、「音楽のまちづくり」や「映像のまちづくり」など、文化芸術を活かしたまちづくりが進むなど、新たな文化芸術の形成も注目されています。

本市では、音楽や映像、歴史や伝統文化など、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に国内外に向けて発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージのさらなる向上を図ります。

### 施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりに繋げることにより、人々の生活に潤いの溢れる、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

取組	取組の概要
音楽によるまちづくり	<p>老若男女、様々な環境の人が身近に音楽に親しめる環境、演奏できる環境を創出することにより、市内各地で培ってきた音楽のまちづくりの裾野を広げていくとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした良質な音楽の提供を行っていくことにより、国内外に「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設やまちなか等、身近な場所で音楽を発表し、鑑賞できる機会の提供</li> <li>○ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした、フランチャイズオーケストラ等による質の高い音楽の提供</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間の取組による「音楽のまち・かわさき」を発信する音楽イベント等の開催支援</li> <li>○市内音楽大学との連携による、学生の発表の機会や、人材育成の推進</li> <li>○「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした、企業や文化団体、演奏家のマッチング機能の充実及び地域活性化</li> <li>○小さな子どもや障がいのある方、高齢の方等が気軽に音楽に触れ、参加し、楽しむことができるバリアフリープログラムの推進</li> </ul>
<p>映像によるまちづくり</p>	<p>映画大学や4つのシネコン等、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し、川崎の魅力を発信していくとともに、青少年が映像等に触れ、学ぶ機会を増やすことにより、創造性を伸ばし、将来の映像文化の担い手を育てていきます。</p> <p>また、川崎の歴史や文化芸術等を映像としてアーカイブ化し、川崎の近現代の姿を記録するとともに、地域の歴史を知る資料としての活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「映像のまち・推進フォーラム」を中心とした、企業や大学、映像関係者とのマッチング機能の充実及び地域活性化</li> <li>○小学校への映像教育や映像制作のワークショップの開催</li> <li>○川崎の近現代の風景や建物、資料等のアーカイブ（記録の保存）化及び活用</li> </ul>
<p>アートのまちづくり</p>	<p>音楽大学やホール、映画大学、アートセンター等の文化資源が集積した新百合ヶ丘周辺地区を中心に文化芸術を活用したまちづくりを行うことにより、人々が集う魅力あるまちを形成します。</p> <p>また、文化芸術の振興を支えるボランティアを育成することにより、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○しんゆり映画祭やアルテリッカしんゆり等地域の文化資源と連携した取組の展開及びまちの魅力発信</li> <li>○地域の文化芸術の振興を支える人材・ボランティアの育成</li> </ul>

## 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿った南北に長い川崎は、それぞれの地域において特色のある文化芸術や伝統芸能が育まれてきました。また、近世では産業の発展とともに企業が発信する文化等も生まれてきています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

取組	取組の概要
街道筋の文化芸術を活用したまちづくり	<p>市内には、東海道のほか、その脇往還として賑わった矢倉沢往還（大山街道）、中原街道等が横断し、その宿場町や渡し場等、街道沿いに現在の街並みの原型が形成されてきました。それら街道筋の文化芸術を後世に伝えるとともに、それらを活用した魅力溢れるまちづくりを行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東海道かわさき宿交流館による宿場町周辺の文化芸術の発信や、景観の形成</li> <li>○地域住民・団体との連携による、地域の文化拠点としての大山街道ふるさと館との活用推進、</li> <li>○大山街道周辺の景観やサイン整備</li> <li>○中原街道に残された景観や文化芸術を活用したまちの魅力発信</li> </ul>
生田緑地を中心とした地域の魅力の発信	<p>生田緑地には、豊かな自然と、多くの文化施設があります。これらの資源同士を結びつけることにより、生田緑地を中心とした周辺地域の魅力発信を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の生田緑地4館連携による魅力発信</li> <li>○生田緑地サマーミュージアムの開催等、身近に生田緑地を楽しめる事業の展開</li> <li>○地域の商店街等と連携したまちの活性化推進</li> </ul>
多摩川を活用したまちづくり	<p>多摩川は川崎の文化形成や生活・風俗に大きな影響を及ぼしてきました。将来に向け、多摩川の景観を守っていくとともに、多摩川を活用した事業や渡し場等の歴史を伝えていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センター大師河原干潟館等の活用</li> <li>○多摩川の歴史や環境を身近に学習・体験できる事業の開催</li> <li>○多摩川景観形成ガイドラインに沿った景観誘導の推進</li> </ul>

<p>地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり</p>	<p>市内には、地域の歴史や生活に根ざした数多くの伝統文化、文化財が現在に継承されています。これら文化財等を川崎市文化財保護活用計画に基づき保護し、後世に伝えていくとともに、積極的に魅力を市民に伝えていくよう活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財等の保護・活用の推進</li> <li>○各地域の民俗芸能等を活用した取組の推進</li> <li>○市民や青少年が文化財や民俗芸能に触れる機会の拡充</li> <li>○地域の考古、歴史、民俗資料の調査・収集・研究・公開</li> </ul>
<p>企業・産業が産み出す文化芸術の活用</p>	<p>臨海部を始め、市内には多くの近代化遺産や産業文化財が存在します。また、市内の企業等が発信する文化芸術が川崎の文化の一翼を担っています。川崎の近現代化の遺産を残していくとともに、近代化遺産や産業文化財等に市民が気軽にアクセス・見学できる条件整備と仕組づくりや、新たな観光資源としての掘り起こしと活用を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎区全域を展示場に見立てたかわさき産業ミュージアムの展開</li> <li>○工場夜景や企業博物館等、企業や産業が産み出す文化を活用した観光促進</li> </ul>

### 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

魅力的な川崎の文化芸術を育てるとともに、国内外に向けて発信することにより、都市イメージの向上や観光客の誘致を図り、個性と魅力が輝くまちづくりを進めていきます。

取組	取組の概要
国内外への魅力発信	<p>民間活力による音楽祭を含む質の高い音楽事業や、全国に発信できる魅力的な文化事業等を実施するとともにこれらの事業を、川崎市の魅力として国内外へ発信することにより、市内外から人々が集う、賑わいのあるまちづくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミュージア川崎シンフォニーホールを核にした質の高い公演事業の展開による「音楽のまち・かわさき」の発信</li> <li>○民間主体による音楽祭等の文化芸術イベントの開催支援</li> <li>○かわさきハロウィンやアルテリッカしんゆり等、川崎に根ざした魅力的な事業による全国発信</li> <li>○文化施設における様々な展覧会やイベントの開催</li> <li>○文化芸術を活用したシティプロモーションの効果的な展開</li> <li>○漫画やアニメ、日本の現代アート等を活用した国内外への魅力発信</li> </ul>
文化交流の推進	<p>海外や国内の諸都市との交流により、異なる地域の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市間の友好親善や市民の相互理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海外の姉妹友好都市等との文化芸術・人材の相互交流の推進と文化の発信</li> <li>○文化交流に取り組む市民・団体等の活動支援</li> </ul>

## (2) 基本目標 2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるためには、文化芸術活動を支える人材や文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠です。川崎市では、これらの人材の発掘やその支援を進めるとともに青少年が様々な文化芸術に触れ、楽しむ環境を作ることにより、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進し、持続的に文化芸術が発展していくまちづくりを進めていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図るとともに、地域の活性化に繋げていきます。

### 施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う青少年が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

取組	取組の概要
ボランティアの育成と活躍機会の拡充	文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行うとともに、ボランティアの方々が活躍できる機会の拡充、企画や運営等への参加等役割の拡充を行い、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。 ○ボランティア育成講座の開催 ○文化芸術事業におけるボランティアの活躍の機会の拡大
若手芸術家等の育成支援	文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。 ○文化施設での若手の芸術家が発表する機会の提供 ○若手芸術家によるワークショップ等の開催 ○市内の音楽大学や映画大学と連携した学生や卒業生の演奏・発表の場の設定

<p>青少年が文化芸術に触れる機会の充実</p>	<p>青少年が文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動を行う青少年への支援を充実させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京交響楽団等と連携した、子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進</li> <li>○地域の文化団体や伝統芸能と学校教育との連携の推進</li> <li>○青少年が日頃取り組んでいる文化芸術活動を発表できる機会の提供</li> <li>○市内の音楽大学等と連携した青少年の文化芸術活動への支援</li> <li>○美術館・博物館等での教育的事業の展開</li> </ul>
--------------------------	---

## 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な活動主体があります。第1期計画期間中に、これら活動主体や行政が連携した文化芸術活動が大きく進みました。今後も相互の情報の共有化を進め、総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

取組	取組の概要
ネットワークづくりの推進	<p>文化芸術活動を行う団体・企業・芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援していきます。また、様々なジャンルの芸術家が交流できる場所を創出し、相互に学びあい、連携しながら各種文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行っていきます。</p> <p>○「音楽のまち・かわさき推進協議会」や「映像のまち推進フォーラム」等による、企業・文化団体・芸術家等のネットワークづくりの推進</p> <p>○文化施設等における芸術家同士の交流・相互発信の場の提供</p>
文化芸術の産業への活用	<p>文化芸術を貴重なコンテンツとして産業や福祉等様々な分野に活用することにより、新たな産業や付加価値を創出していきます。</p> <p>○コンテンツ産業等、産業経済に文化芸術を活用する取組の検討</p> <p>○産業に産業デザイン等の文化的な視点を取り入れることにより新たな付加価値を創出する取組の検討</p>
文化芸術活動の連携の促進	<p>市民や文化団体、大学、企業等様々な文化芸術活動の実施主体と連携した取組を促進していきます。</p> <p>○市内の文化団体、大学、企業、芸術家等との連携の促進</p>



### (3) 基本目標 3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

市内では、音楽や絵画などの多様な文化芸術活動や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承など多様な活動が行われており、美術館やホール等の文化施設で鑑賞や発表などの文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより「魅力にあふれ、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくり」を進めていきます。

#### 施策 1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる環境を提供していきます。

取組	取組の概要
劇場法の趣旨に沿った取組の推進	<p>平成24年に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「劇場法」という）が施行され、平成25年3月には指針が示されました。指針の中で、劇場、音楽堂の設置者又は運営者は、「運営方針の明確化」や、「質の高い事業の実施」、「専門的人材の要請・確保」等に取り組むことが示されました。劇場法の趣旨を踏まえ、地域と連携した、より魅力的な施設として機能するよう取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミュージアム川崎シンフォニーホールにおける取組の推進</li> <li>○アートセンターにおける取組の推進</li> </ul>
施設間の連携・協力	<p>施設同士が互いの特性を活かして連携しあうことにより、情報の共有、広報・事業等の充実を図り、地域や文化関連施設相互の魅力を発信していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化施設相互の連携の拡充</li> </ul>
文化施設等のアウトリーチ活動の充実	<p>文化施設の魅力等について、館の内部だけにとどまらず、アウトリーチ活動等を通して展開し、より多くの方に鑑賞の機会を提供することにより、川崎の文化芸術活動の裾野を広げていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アウトリーチ公演の実施</li> <li>○美術館や博物館によるアウトリーチ事業の推進</li> </ul>

<p>バリアフリープログラム の推進</p>	<p>子ども連れの方、高齢者、障がいのある方等にも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者向けの手話ツアーによる美術館鑑賞等、バリアフリープログラムの推進</li> <li>○邦画の字幕上映、集団補聴システム導入等、障がいのある方が鑑賞しやすい環境の整備</li> <li>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</li> </ul>
<p>専門人材の養成</p>	<p>施設従事者に関する専門性の確立に向け、研修への参加、文化施設での人材育成等を実施します。</p>
<p>修繕計画の策定</p>	<p>施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、中長期の修繕計画を策定し、計画的な修繕を行っていきます。</p>

## 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりを行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、ホール等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

取組	取組の概要
身近に文化芸術に触れる機会の充実	区役所のロビーや商業施設等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、音楽、芸能等の鑑賞機会を提供することにより、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。 ○商業施設等の協力による、身近な場所での音楽等の鑑賞機会創出 ○各区の音楽祭や、区役所ロビーや市民館等での展示会等、地域での発表と鑑賞の場の創出
誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	小さな子ども連れの方、病院や施設に入院・入所中の方等に、気軽に文化芸術に触れてもらう鑑賞機会の提供等を行っていきます。 ○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実 ○市内の老人福祉施設や病院等への巡回公演等の開催

### 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

市民や地域で活動を行っている文化団体は、文化芸術活動の主要な担い手として、様々な活動に取り組んでいます。市民の文化芸術活動への参加を促進するため、活動を行える環境や、活動場所等の情報を手に入れられる環境の整備を行っていきます。

また、高齢者や障がいのある方が自ら文化芸術活動に参加できる機会を提供していきます。

取組	取組の概要
文化芸術活動を行う環境の拡充	<p>施設の有効活用を図る等、市民や文化団体が文化芸術活動を行う環境の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の施設や、民間施設等の有効活用の検討</li> <li>○ 文化施設の開放等による、若手芸術家への活動支援及び、市民の文化芸術活動の裾野拡大</li> </ul>
文化芸術活動を行うための情報の整備	<p>文化芸術活動を行いたい市民と、地域の文化芸術活動ができる場所や活動団体等の情報を結びつけるマッチング機能の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術活動の練習や発表を行える場所等の情報提供の充実</li> </ul>
文化芸術活動を発表する場の提供	<p>市民や文化団体の文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに、そうした情報の提供方法について整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンデパンダン展や川崎市美術展、各区文化祭の開催支援等、日頃の文化芸術活動の発表の場の提供</li> <li>○ アートガーデンや市民館のギャラリー等、作品の展示機会の提供</li> </ul>
様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供	<p>高齢者や障がいのある方等様々な方が文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供することにより社会参加を進め、目標や生きがいを持ちながらいきいきと生活できるまちづくりを目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シニアコンサート等地域で活動している方々の発表の機会や文化芸術活動に参加する機会の提供</li> <li>○ 障がいのある方が地域の方々と文化芸術活動を行い、発表できる場の提供</li> </ul>

### 3 重点施策

基本目標を達成する上で特に重要な取組については、重点施策と位置付けて、取り組んでいきます。重点施策については、成果指標等を設定したうえで、進捗管理を行っていきます。

#### 重点施策 1

##### 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

ミューザ川崎シンフォニーホールなどの世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくとともに、これまで取組んできた文化芸術を活かしたまちづくりをさらに進めることにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。

#### 重点施策 2

##### 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

文化芸術活動が活発に行われるには、活動を行う人、支える人とともに、文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠となります。こうした人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化芸術の担い手を育てていきます。

#### 重点施策 3

##### バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

小さな子ども連れの方や高齢の方、障がいのある方などにも、身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。

【基本目標と重点施策の取組により目指すまちの姿】

<目指すまちの姿>

○「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市

○まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち

○文化芸術の担い手が育つ好循環のまち

○誰もが文化芸術を楽しめるまち

施策の推進及び進行管理

重点施策 1

文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

基本目標 1

文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

重点施策 2

次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

基本目標 2

人材育成と協働による文化芸術の振興

重点施策 3 の取組

バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

基本目標 3

市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

## 第4章 文化関連施設

### 1 文化関連施設に求められる役割

市内には、文化芸術の創造・発信や地域の文化芸術活動の拠点となる施設があり、川崎市の文化芸術の振興において重要な拠点となっています。劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行等、それぞれの文化施設に期待される役割の幅も広がっており、文化芸術振興の拠点として重要性が増しています。

#### ○文化芸術の創造拠点としての役割

音楽堂や劇場等の専門ホールや、美術館等については、各種公演や、作品の展示のみならず、運営に携わる人材や芸術家の育成、自ら企画する事業の実施等の機能が求められており、本市の文化芸術の創造拠点としての役割を担っていきます。

<主な施設>

ミュージアム川崎シンフォニーホール、アートセンター、市民ミュージアム、岡本太郎美術館 能楽堂 等

#### ○市民の活動拠点としての役割

地域において活発な文化芸術活動が行われるには、市民が自ら活動や練習を行い、発表し、また、それを身近に鑑賞できる場が不可欠であり、市民が主体となる活動の拠点としての役割を担っていきます。

<主な施設>

東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館、市民プラザ、新百合ヶ丘トゥエンティワンホール、アートガーデン、男女共同参画センター、各区市民館 市民ミュージアム、スポーツ・文化総合センター（平成29年10月オープン予定） 等

#### ○川崎市の魅力発信拠点としての役割

文化関連施設が魅力的な事業展開を行い、市内外に発信していくことにより、施設だけではなく、周辺地域の活性化や都市イメージの向上の中心拠点としての役割を担っていきます。

### <主な施設>

ミュージア川崎シンフォニーホール、藤子・F・不二雄ミュージアム、  
アートセンター、岡本太郎美術館、かわさき宙と緑の科学館、日本民家園、  
市民ミュージアム 等

地域には、公共の施設の他にも民間の企業や学校法人が運営している施設が市内に多数存在します。民間の施設については、民間事業者や団体の自主的な運営によるものですが、公共の施設と同様に市民の文化芸術活動の発展に大きな役割を果たしており、これらの施設の運営主体との連携や協力をしながら文化芸術振興施策を進めていきます。

### <劇場、音楽堂等の活性化に関する法律>

市設置の主な対象施設：ミュージア川崎シンフォニーホール、アートセンター

劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にすることや、国及び地方公共団体に取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進めることなどが定められました。

### <劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針>

法律の施行を受け、平成25年3月に指針が示されました。

指針の中で、劇場、音楽堂の設置者又は運営者は、「運営方針の明確化」や、「質の高い事業の実施」、「専門的人材の要請・確保」などに取り組むよう指針が示されました。



## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 文化芸術振興の担い手

文化芸術活動の主役は市民及び文化芸術活動を行う様々な団体等であり、文化団体、大学、学校、企業、NPO、文化ボランティアそして行政や各文化施設等多様な主体が、互いに連携し、協働していくことが、文化芸術の振興にとっても重要です。

#### ○市民

市民の多様で主体的な文化芸術活動が川崎の文化芸術の中心となっています。また、文化芸術活動を行う方だけではなく、支える方や、鑑賞等により楽しむ方、それぞれが川崎市の文化芸術振興の一翼を担っています。

#### ○文化団体

文化芸術活動を行う人々で構成される文化団体や各区文化協会及び文化芸術関係のNPO等は、それぞれの分野で活動に取り組むとともに、ネットワークを構築して、市内外への発信や市外の団体との連携による活動を推進しています。

<活動に取り組む文化団体の一例>

##### ・「音楽のまち・かわさき」推進協議会

「音楽のまち・かわさき」推進協議会は、音楽を中心とした多様な市民の多彩な文化芸術、芸術活動の創造を通じた、活力とうるおいのある地域社会づくりを目指して活動しています。多彩な参加団体の持つネットワークを活用し、事業支援や情報発信により市内外で「音楽のまち・かわさき」の認知度を高め、「音楽のまちづくり」の基盤となっています。

##### ・「映像のまち・かわさき」推進フォーラム

「映像のまち・かわさき」推進フォーラムは、市内の恵まれた映像資源によって営まれる様々な映像関連活動を中心として、それらの活動の参加者のネットワークの形成や、映像教育・人材育成の取組を支援するとともに、相互に連携し、川崎の魅力を効果的に発信することで、まちの魅力を高め、映像文化の振興、映像産業の発展に加え、次世代の映像文化芸術を担う子どもたちの育成を目指しています。

#### ○文化芸術分野における専門家

文化芸術分野に関する専門家や芸術家等は、文化芸術を主体的に創造、

発信するとともに、地域と連携した活動等により、産業やまちづくり等にアイデアや活力をもたらしています。今後とも自由で活発な創作活動や多様な才能の交流により、川崎の文化芸術の創造と発信を担っています。

## ○大学

市内には、文化芸術系の大学として、二つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学があるとともに、多くの大学が所在しています。これらの大学は、教育・研究機関としてのみでなく、文化芸術を振興するうえで、専門的な知識やノウハウを有しており、地域で様々な役割により文化芸術活動を担っています。

## ○企業等

川崎市には、企業や商工会議所等の産業界での文化芸術への取組が活発であり、これまでも企業博物館や工場見学等の社会貢献活動や、川崎商工会議所や商店街等による取組等が行われてきました。様々な文化芸術イベント等への協働や協賛等様々な形で連携が推進されています。

## ○公益財団法人川崎市文化財団

公益財団法人川崎市文化財団は、アートガーデンかわさきを使った美術展の開催、川崎能楽堂における日本の伝統芸能である能の定期公演の開催、子どもから大人まで対象とした能楽教室・狂言教室の実施、川崎の郷土意識を醸成する歴史ガイドパネル事業等、公益性の高い事業を実施しています。また、新百合21ホールの運営、ラゾーナ川崎プラザソルの運営等を通じて市民文化の向上と新たな文化芸術の創造を目指した事業を展開しています。

## ○市

市民が文化芸術活動を行いやすい環境を整えるとともに、市民や市内の様々な文化団体等の連携を促進することにより、市民の主体的な文化芸術活動を支援していきます。

また、第2期計画により、計画的な文化芸術振興施策を展開することで、文化芸術活動を活かしたまちづくりを進めていくとともに、魅力的な「川崎の文化」を効果的に発信することにより、都市イメージの向上を図ります。

## 2 計画の推進と評価

計画期間内（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

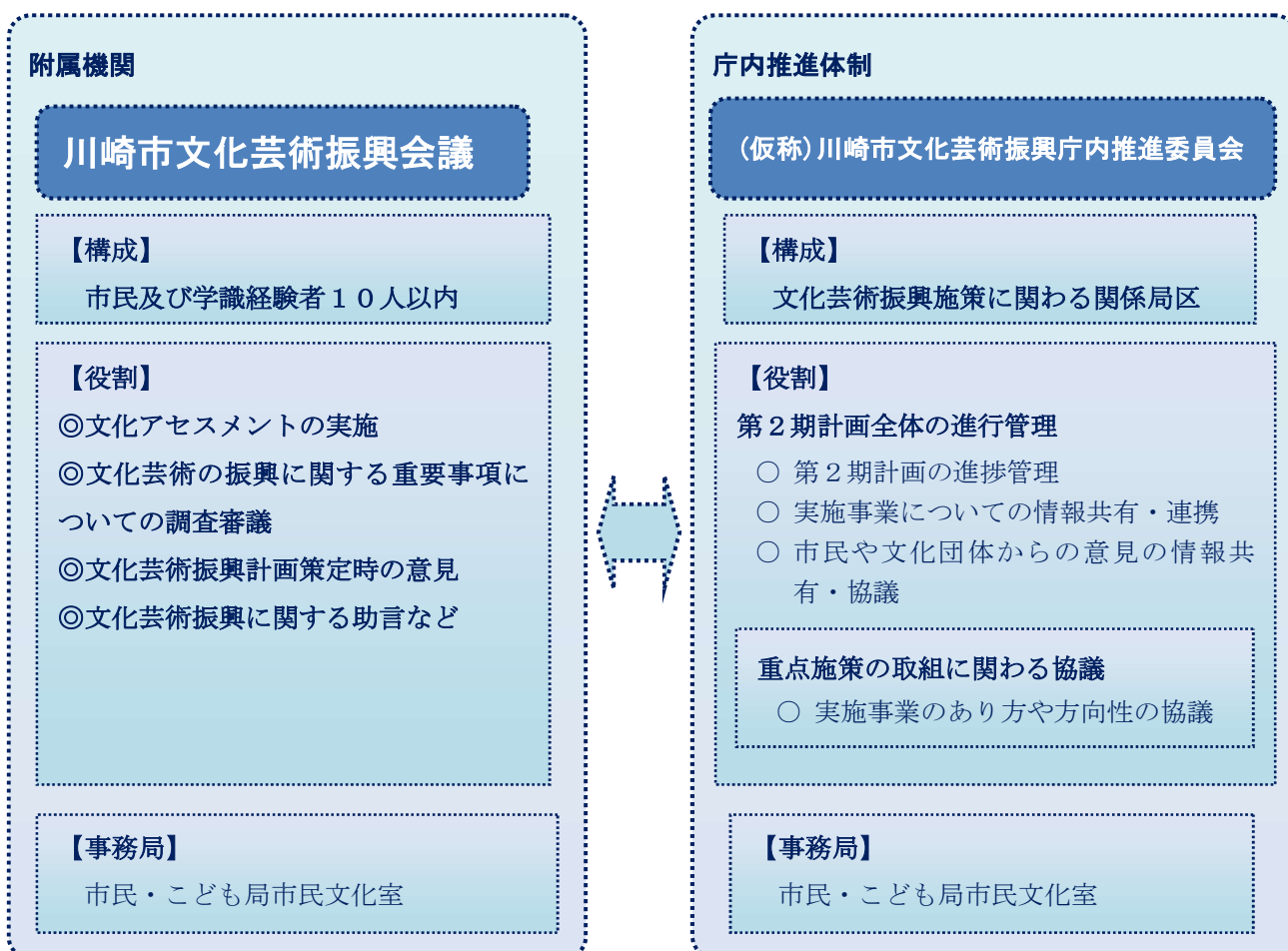
### (1) 計画の進行管理・評価の体制

#### ○川崎市文化芸術振興会議

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）は、振興条例第 9 条に基づき、平成 17（2005）年 10 月 1 日に設置され、川崎市の文化芸術の振興に関して、様々な意見や審議等を行う外部組織であり、文化アセスメントを行う役割を担っています。振興計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。

#### ○（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会

庁内における計画の進捗状況を管理するとともに、情報共有や連携、課題への対応を図るため、（仮称）文化芸術振興庁内推進委員会を設置します。



## (2) 重点施策の進行管理

第2章に記した川崎の「目指すまちの姿」に向け、重点的に取組む施策を重点施策として設定しました。重点施策の取組を川崎のまちづくりに繋げて行くには、市全体で目標を共有し、共通の認識のもとに取組を推進していく必要があります。そのため、重点施策については庁内各部署で構成する(仮称)文化芸術振興庁内推進委員会で進捗管理を行い、情報や課題を共有しながら事業のあり方や方向性を協議してまいります。

## (3) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、振興計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

文化アセスメントは、振興計画上の取組の成果や経過を評価することにより、創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興を図ることを目的とした事業評価システムであり、事業計画の取組に対する文化資源の取り入れ等の有効な活用を促進します。

文化アセスメントの内容については、年度ごとに公表し、市の文化芸術の振興施策の内容や進捗の情報を発信していきます。また、毎年度、文化アセスメントの内容についての市の対応状況について、振興会議に報告し公表することにより、進行管理を行っていきます。このように、文化アセスメントの実施は、振興計画とともに市の文化芸術振興施策の総合マネジメント・システムを構成するものであり、様々な分野に文化芸術を波及させることとなります。

## (4) 計画の年度管理

振興計画における施策の進行管理のため、各施策ごとに位置づける事業について、その進捗状況を調査・点検することにより、各施策の進捗状況を管理していきます。

また、進行管理を行うだけでなく、(仮称)文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、文化芸術の振興における「PDCA(計画-実行-評価-改善)サイクル」の役割を担っていきます。

## (5) 計画期間中の中間見直しについて

文化芸術を効果的に振興していくには、社会情勢等、文化芸術を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくことが必要です。第2期計画においては、各施策ごとの事業の進捗状況に関して一定期間検証したうえで、課題やニーズに対応した取組の見直しや再構築を行います。

# 参 考 資 料

## 1 策定経過

平成25年 5月 2日	第1回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会
平成25年 5月28日	第29回川崎市文化芸術振興会議
平成25年 6月 4日	第2回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会
平成25年 7月～8月	かわさき市民アンケート
平成25年 7月 3日	第30回川崎市文化芸術振興会議
平成25年 8月～ 10月	文化団体への説明会
平成25年 8月30日	第3回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会
平成25年10月31日	第4回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会
平成25年11月22日	第31回川崎市文化芸術振興会議
平成25年12月～ 平成26年 1月	パブリックコメント
平成26年 1月 8日	市民説明会
平成26年 1月31日	第5回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会
平成26年 2月 5日	第32回川崎市文化芸術振興会議

## 2 市民意見等の反映

第2期計画策定の参考とするため、市民アンケートや文化団体への説明、パブリックコメントの実施及び文化芸術振興会議への意見聴取等を行いました。

### (1) 市民アンケートの実施（平成25年7月～平成25年8月）

第2期計画の策定作業にあたり、第2期計画の基本目標や方向性に反映するため、「文化芸術の振興」と「文化芸術を活かしたまちづくり」の取組についての市民アンケートを実施しました。

これまでの文化芸術の取組に対する満足度、今後力を入れてほしいこと等を把握することで、計画策定での課題設定や基本目標の設定等の参考としたほか、文化芸術に関する今後の事業推進の参考等といたします。

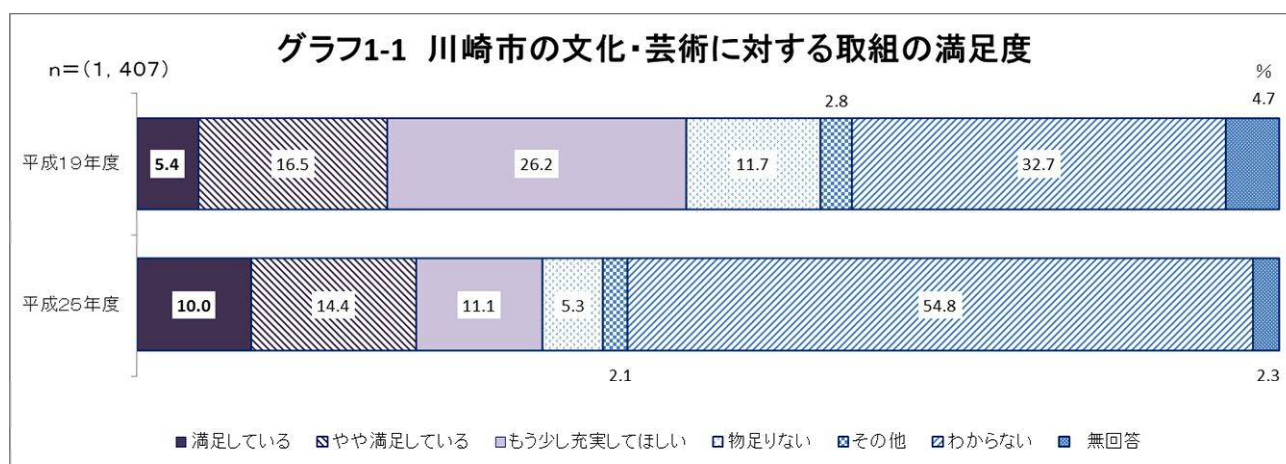
#### アンケート調査概要

平成25年第1回かわさき市民アンケートの調査項目のひとつ「文化・芸術の振興について」として実施

- 調査対象 川崎市在住の満20歳以上の男女個人
- 標本数 3,000 標本
- 有効回収数 1,407 標本

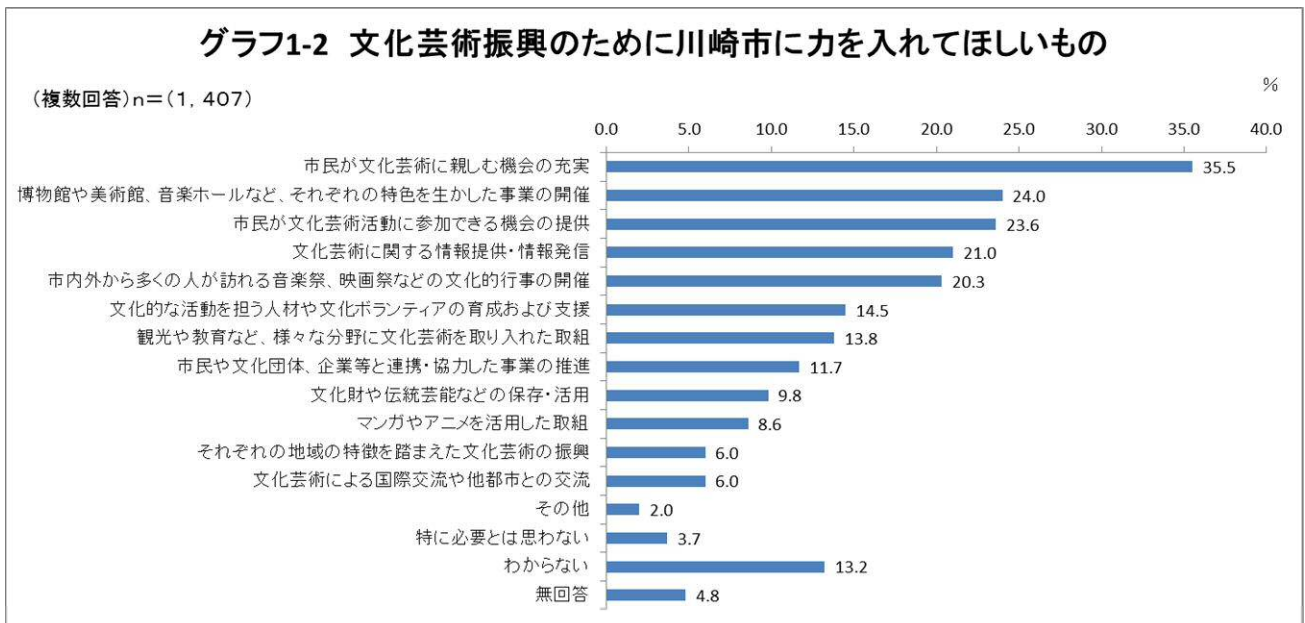
#### アンケート結果（抜粋）

Q1 あなたは、川崎市が行っている文化関係事業や文化関係施設の管理運営などの文化・芸術に対する取組について、満足していますか。（○は1つだけ）



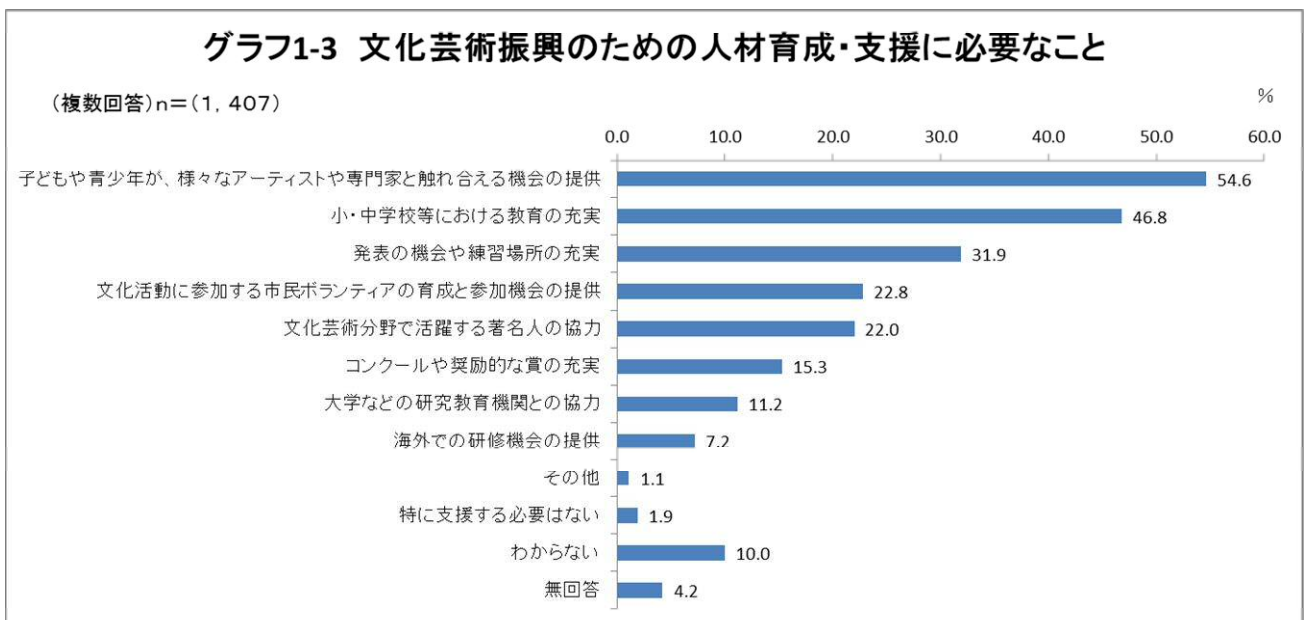
平成19年度の市民アンケートでも満足度の調査を行っている。平成25年度における「満足している」と「やや満足している」をあわせた値は24.4%で、平成19年度の「満足している」と「やや満足している」をあわせた値の21.9%よりも2.5ポイント増加している。

Q2 あなたは、今後、文化芸術を振興していくために、川崎市において特にどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)



「市民が文化芸術に親しむ機会の充実」(35.5%)、「博物館や美術館、音楽ホールなど、それぞれの特色を生かした事業の開催」(24.0%)、「市民が文化芸術活動に参加できる機会の提供」(23.6%)の順となっている。

Q3 あなたは、芸術家や文化にかかわる人などを育てたり、支援するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)



文化・芸術振興のための人材育成には、「子どもや青少年が、様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」が最も多く54.6%となっている。次いで、「小・中学校等における教育の充実」(46.8%)、「発表の機会や練習場所の充実」(31.9%)の順となっている。

## (2) 文化団体への説明（平成 25 年 8 月～平成 25 年 10 月）

文化団体、NPO 団体、大学等へ第 2 期計画策定の考え方を説明し、意見交換やアンケートを実施しました。

いただいた意見については、計画策定での課題設定や基本目標の設定等の参考としたほか、文化芸術に関する今後の事業推進の参考等といたします。

### 【説明実施団体】

川崎市内で活動する文化団体、NPO 法人、大学等 22 団体（約 330 人）

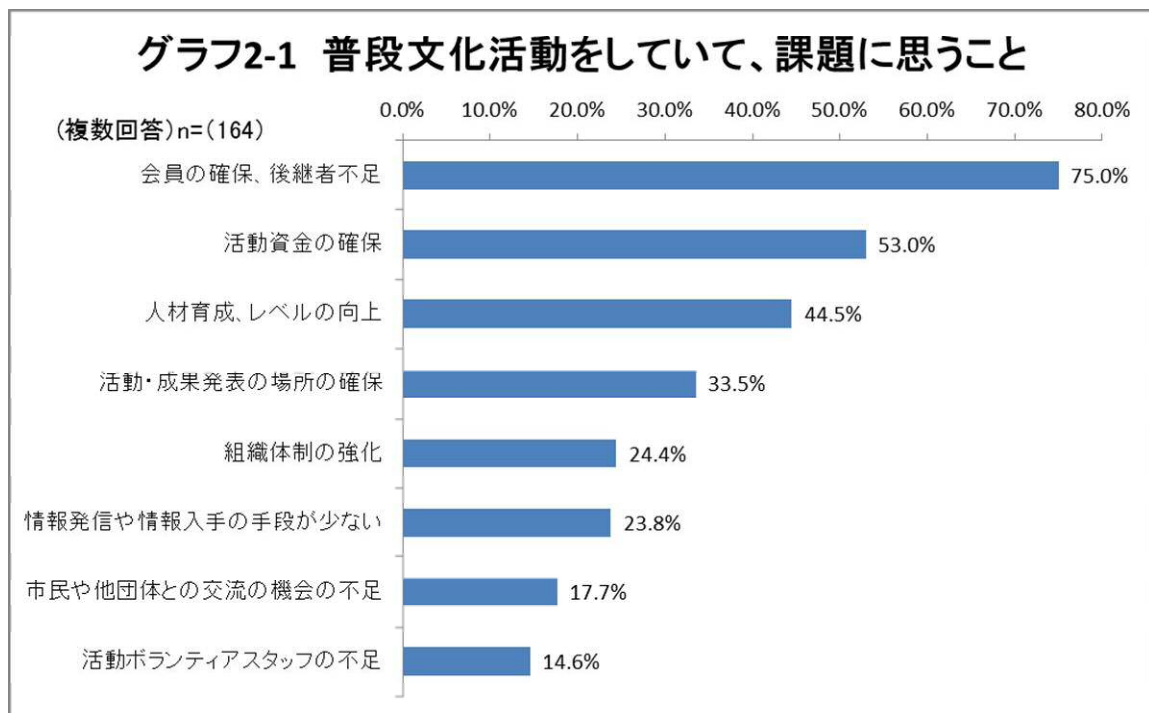
### アンケート調査概要

説明を行った文化団体の方々へ、文化活動に取り組んできた上で感じる成果や今後力を入れたいことなどのアンケートを実施いたしました。これらの結果については計画策定の参考としたほか、今後の文化芸術振興施策の参考といたします。

○ 有効回収数 164 通

### アンケート結果（抜粋）

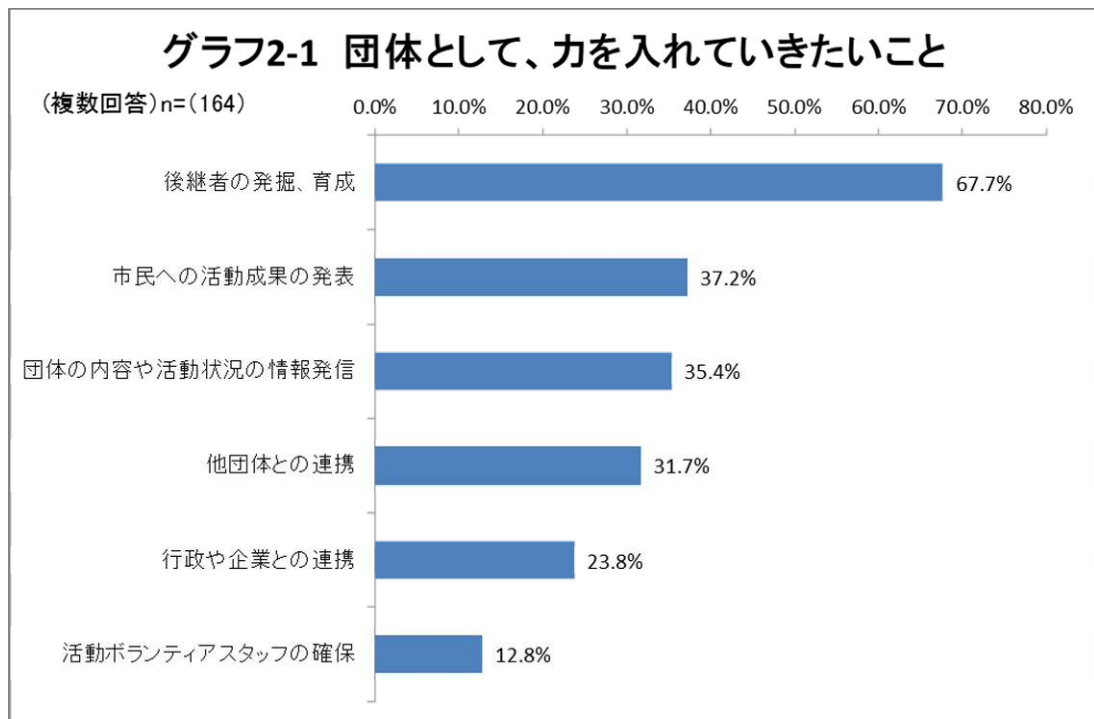
問 普段文化活動をしていて、課題に思うことはどんなことですか。（あてはまるものすべてに○）



文化活動をしていて課題に思うことは、「会員の確保、後継者不足」が最も多く 75.0%となっている。次いで、「活動資金の確保」（53.0%）、「人材育成、レベルの向上」（44.5%）の順となっている。



問 あなたの団体がこれから文化活動をしていくにあたって、力を入れていきたいことは何だと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)



団体として力を入れていきたいと思うことは、「後継者の発掘、育成」が最も多く 67.7% となっている。次いで、「市民への活動成果の発表」(37.2%)、「団体の内容や活動状況の情報発信」(35.4%) の順となっている。

### (3) 文化芸術振興会議への意見聴取

文化芸術振興会議は、川崎市文化芸術振興条例にて設置された文化芸術の振興に関する市の附属機関です。計画の策定においては、文化芸術振興会議から意見の聴取を行い、計画策定の参考としました。

#### 【平成25年度文化芸術振興会議の概要（振興計画に関わる部分のみ抜粋）】

平成25年 5月28日	第29回川崎市文化芸術振興会議
【議題】文化芸術振興計画の改定について	
【要旨】	
・ 第2期計画策定の基本的考え方	
・ 第1期計画の個別の環境整備や推進体制の検証	
・ 第1期計画の主な取組成果と課題	
平成25年 7月 3日	第30回川崎市文化芸術振興会議
【議題】文化芸術振興計画の改定について	
【要旨】	
・ 第2期計画策定の基本的考え方	
・ 「第1期計画の主な取組成果と課題」と「第2期計画の方向性」	
平成25年11月22日	第31回川崎市文化芸術振興会議
【議題】第2期文化芸術振興計画（案）について	
【要旨】	
・ 第2期計画（案）について	
・ パブリックコメントの実施について	
平成26年 2月 5日	第32回川崎市文化芸術振興会議
【議題】第2期文化芸術振興計画（案）について	
【要旨】	
・ パブリックコメントの結果について	
・ 第2期計画（案）の修正内容について	

## 川崎市文化芸術振興条例

川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣などにおける人の往来と営みの中でその文化を育んできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多彩な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。

地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。

こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育み、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が発揮されることを旨として、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 2 条に定める事項が尊重されなければならない。

(市の役割)

第 3 条 市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(市民及び企業の役割)

第 4 条 市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(文化芸術振興施策)

第 5 条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。2 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(他の施策への文化的視点)

第 6 条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化的な視点に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術振興計画)

第 7 条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、川崎市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、振興計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化アセスメント)

第 8 条 市長は、振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会議の評価（以下

「文化アセスメント」という。)を受けなければならない。

2 川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる。

3 市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする。

4 市長は、振興計画の変更に当たっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする。

(文化芸術振興会議)

第9条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、振興会議に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、規則で定める日から施行する。

## 川崎市文化芸術振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市文化芸術振興条例(平成17年川崎市条例第8号)第9条第6項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興会議(以下「振興会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 振興会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 振興会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 振興会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 振興会議は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 振興会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を振興会議に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 川崎市文化芸術振興会議委員名簿

平成26年1月31日現在  
(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
イグチ マス 猪口 益男	市民委員	平成23年10月1日～
かうち エミ ○ 垣内 恵美子△	政策研究大学院大学 教授	平成18年11月1日～
こいづみ ちひろ 小泉 幸洋	川崎商工会議所 専務理事	平成26年 1月6日～
さわい やす ◎ 澤井 安勇 △	元帝京大学 経済学部客員教授	平成17年10月1日～
しろたに マサル 城谷 護	川崎文化会議 議長	平成21年5月15日～
たかた しのぶ 高田 敏行	市民委員	平成23年10月1日～
のぼた ちよ 野畑 百合	洗足学園音楽大学 名誉教授	平成17年10月1日～
はやし ちよこ 林 容子 △	尚美学園大学 芸術情報学部准教授	平成17年10月1日～
わたなべ ともみ 渡辺 豊重	造形作家 (彫刻・洋画)	平成17年10月1日～

任期：平成23年10月1日～平成26年9月30日

◎＝会長      ○＝副会長      △＝部会委員

## 文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第四百四十八号)

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 基本方針（第七条）

#### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

#### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）



第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。